はじめに

長岡京市では、平成23年3月に、「第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」を策定し、その基本理念「自分らしく生きることができるまち 住み続けたいまち ながおかきょう」の実現に向けて、各分野の施策展開を図るべく、様々な分野にわたり積極的に取り組んでまいりました。

これまでの間、国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた取組みとして、障害者基本法の改正をはじめ障害者総合支援法及び障害者差別解消法の成立など、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい



共生する社会を実現することを目指して法整備が行われました。また、京都府では、平成 27 年 4 月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行される等、障がい者施策の基本的な方向性が変化してきました。

このような中、本市では、「第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」を市民の皆様ともに作り上げました。その過程では、「第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」の成果や障がいのある人、ご家族などのヒアリングやアンケート調査を実施し、医療、福祉、教育、学識経験者、当事者家族等の17名の委員で構成される「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」で議論を積み重ねていただきました。

この計画は、「自分らしく生きることのできる 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」を基本理念とし、25の施策を掲げ、施策ごとに描いた達成目標と設定した評価 指標により、今後 5 年間における障がい福祉施策の進行を図り、進捗を測るもので、新たに「障がい者基本条例(仮称)」の制定に向け、長岡京市の理念や市の責務などを含む検討を始めることを盛り込んでいます。

障がいは、社会にある障壁であり、力を合わせれば変えることができます。障がいのある人を支援の対象と捉えるのではなく、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、市民全員がともに支え合いながら安心して暮らすことができるまちの実現に向けて取り組んでいきましょう。

この計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、そして多くのご意見をいただくなど、ご協力いただいた市民の皆様に対し厚くお礼を申しあげます。

平成 28 年 3 月

長岡京市長 中十路 健寺

目 次

第 1 章 はじめに	1
1. 計画の位置づけと計画期間 2. 計画策定の経緯	
	-
第 2 章 概況と計画課題	
1. 周辺概況	
2. 基本的課題	
第3章 理念と目標	<u>34</u>
1. 本市の障がい福祉の理念	
2. 基本目標	
第 4 章 基本目標ごとの施策	38
1. 施策の体系	
2. 施策の内容	
第5章 計画の推進	71
≪資料編≫	72
長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会 概要 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱 用語解説	_ · <u>_</u>
平成 26 年度実施実態調査結果	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する長岡京市職員対応要領・対応マニ	ュアル

「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉について、これが人の生活のしづらさに結びついた状態を表す場合には、「害」をひらがなで表記し「障がい」としています。

これは、否定的なイメージを含む「害」という漢字を人に対して使用することが、差別や偏見の助長につながらないよう配慮するものであり、すべての人権を尊重すること、また、障がいのある人への市民理解を深めることを目的とするものです。

ただし、法律等の用語や固有名詞については、そのままの表記としていることから、計画書を通じて「障害」と「障がい」の2つが混在しています。

第1章

はじめに

1. 計画の位置づけと計画期間

(1)計画策定の趣旨

長岡京市では、障がい者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画を、平成 10 年に「長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」、平成15年に「第二次」、平成18年 に「第三次」、平成 23 年に「第四次」として策定し、福祉・保健・医療・教育・生活 環境・雇用・行政サービスなど幅広い分野から、障がい福祉施策を総合的に推進してき ました。

この「第5次」計画は、「第四次」の成果を踏まえて改定し、新たな理念のもとで、 25 の施策を掲げ、それぞれの施策に対して将来実現したい「まちやひとの姿」を具体的 に描きました。また、各事業の進捗・達成状況をわかりやすくするため、新たに評価指 標を設定することで、障がい福祉施策の着実な推進を図るものです。

(2)計画の位置づけ

〇 法的根拠

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者総 合支援法第 88 条第 1 項に定める「障がい福祉計画(第 4 期計画)」と一体的な推進を 図るものです。

障害者基本法

- 内閣府所管
- ・ 「障害者基本計画」を規定 国計画は 「第3期障害者基本計画(平成25~29 年度))」
- → 障害者施策全般に関する理念、基本的な 方針及び目標を定めた計画
- → 障がいのある人のための施策に関する 基本計画という位置づけ

「第四次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画」

施策の見直し

「第5次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画」



障害者総合支援法

- 厚生労働省所管
- 「市町村障害福祉計画」を規定;3年を
- → 障がい福祉サービス等の提供に関する 具体的な体制づくりやサービス等を確 保するための方策などを定めた計画
- → 障がい福祉に関する事業計画という位 置づけ

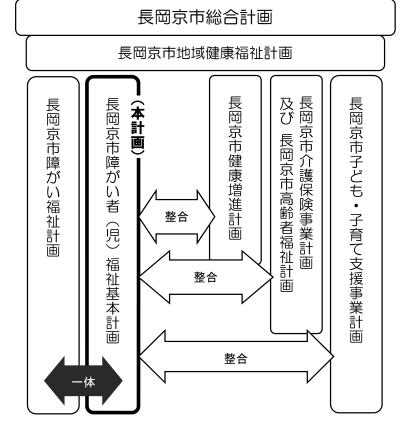
「長岡京市障がい福祉計画 (第三期計画)」

> サービス見込量の 見直し

「長岡京市障がい福祉計画 (第4期計画)」

(3) 上位計画・他関連計画との関係性について

国の「障害者基本計画」の内容を踏まえるとともに、本市の「長岡京市第4次総合計画」「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を上位計画とし、また、「長岡京市第7次高齢福祉計画及び長岡京市第6期介護保険事業計画」「長岡京市子ども・子育て事業計画」「長岡京市健康増進計画」など関連計画との整合を図っています。



(4)計画の対象

この計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、発達障がいのある人、難病のある人(難治性疾患1患者)、自立支援医療(精神障がい者通院医療費)の公費負担を受けている人、疾病や発達に課題のある子どもなどの、日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として、「障がいのある人等」と表記しています。

「障がい」の捉え方について

- 障害者基本法第2条において「障害者」を「身体障害、知的障害、精神 障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制 限を受ける状態にあるもの」と定義しています。
- 平成 25 年度から、障害者総合支援法第 4 条において、上記に準じる定義に難病等が加わりました。今後も医療・福祉制度の状況等により時代とともに変化し、その定義や分類に変更の可能性があります。

^{1 【}難治性疾患】 症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患

(5)計画期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としています。

<関連計画と計画期間>

	平成(年度)																
27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38						
第3次			長岡	司京市第	4 次総合	計画(2	平成 28~	~42年	宴)								
ある水		第 1	期基本	計画			第2期基	基本計画	(予定)								
第1次	長岡京市第2次地域健康福祉計画																
おし外		Ī	前期計画	Ī		中期計画(予定)											
第四次	第5次長岡京市障がい者(児)福祉基 第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画(本計画) 第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本						本計画										
	長岡京市障がい福祉計画 (第4期計画) 長岡京市障がい福祉 計画(第5期計画) (予定)				市障がい 第 6 期記 (予定)			京市障が(第7期 (予定)									

今後は、本市の施策と障がい福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、「第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」と「長岡京市障がい福祉計画(第6期計画)」の2つの計画を一体的に策定します。よって、次期「第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」は6年間の計画を予定しています。

2. 計画策定の経緯

① 実態調査の実施

障がいのある人等とその家族・団体、サービス等の提供事業所、学校などを対象として、以下の実態調査(アンケート・ヒアリング)を実施しました。

ア) 市民(障がい当事者等) アンケート調査

	身体障がい	知的障がい	精神障がい			
調査対象者	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者			
抽出方法	無作為抽出 (ただし、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、「64歳以下」「65歳以上」を区分とし抽出割合を変更)	全数抽出(ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く)	全数抽出			
抽出基準日		平成26年6月1日				
		2,272件				
配布数	合計: 1,262件	合計:438件	合計:572件			
10 2	17歳以下:028件 18-64歳:544件 65歳以上:690件	17歳以下:099件 18-64歳:325件 65歳以上:014件	17歳以下:005件 18-64歳:442件 65歳以上:125件			
		1,142件(50.2%)				
有効回答数(率)		る回答者属性」には手帳所持の記 まないため、各回答者属性の合語				
(参考)	648件 (51.3%)	223件 (50.9%)	218件 (38.1%)			
アンケート回答による回答者属性	17歳以下: 12件 64歳以下: 258件 65歳以上: 363件 年齢不明: 15件	17歳以下: 37件 64歳以下: 169件 65歳以上: 8件 年齢不明: 9件	17歳以下: 4件 64歳以下: 157件 65歳以上: 53件 年齢不明: 4件			
調査方法	郵送配布•郵送回収					
調査期間	平成26年8月20日~平成26年9月10日					

【参考】京都府による障がい者手帳所持者の年齢構成(平成25年度末)

	17 歳以下		18~64 歳		65 歳以上		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
身体障害者手帳	58	1.3%	1,049	23.7%	3,315	75.0%	4,422
療育手帳	113	19.7%	436	75.8%	26	4.5%	575
精神障害者保健福祉手帳							483

[※] 京都府では精神障害者保健福祉手帳について、有効期限(2年)が過ぎた分を数年に一度、職権抹消されています。精神障がいの市民アンケート対象者は長岡京市障がい福祉システムから有効期間外の人も含めて抽出したため、配布数が京都府の公表する手帳所持者数を上回っています。

イ) 事業所アンケート調査

調査対象	平成26年4月に長岡京市の支給決定者が利用した、 京都府下の障がい福祉サービス法人90件(うち乙訓圏域内35件)			
68件(うち乙訓圏域内30件) 有効回答数 ※事業所ごとに複数回答された法人があったため、有効回答率は算出ません。				
調査方法	郵送配布・郵送回収			
調査期間	平成26年8月20日~平成26年9月10日			

ウ)ヒアリング調査

調査方法	個別またはグループでの聴き取り調査
調査期間	平成26年6月~平成26年11月
調査対象	① 当事者(8団体):長岡京市肢体障がい者協会/長岡京市視覚障害者協会/長岡京市難聴者協会/長岡京市ろうあ協会/京都言友会/京都喉友会/京都難病連/日本オストミー協会京都府支部 ② 家 頗(11団体):あらぐさ会/乙訓楽苑家族会/乙訓障害児父母の会/乙訓心臓病の子どもを守る会/乙訓手をつなぐ親の会/乙訓の里親の会/乙訓やよい会/のぞみ工房家族会/花ノ木医療福祉センター利用者の家族/ひまわり会/若竹会 ③ 事業所(法人)(24団体):あらぐさ福祉会/ENDEAVOR JAPAN/乙の国福祉会/乙訓障害者事業協会/乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター/乙訓福祉会/乙訓福祉施設事務組合/乙訓やよい福祉会/草のたね/向陵会/こらぼねっと京都/スマイルアライアンス/てくてく/長岡記念財団/長岡京市社会福祉協議会/のぞみ工房/フレンドリー/やまびこ/友愛サポート/友愛之郷/済生会京都府病院/旭が丘倶楽部/アゼリア/竹の里ホーム ④ 学 校(5団体):向日が丘支援学校/向日が丘支援学校 PTA/わっしょいクラブ/特別支援学級[長岡第八小学校]/特別支援学級[長岡第三中学校]
調査内容	① 現行制度に関する意見、感想② 組織の現状と課題③ 今後の展望と方針④ その他

② 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会

平成 27 年度に 4 回にわたり部会を開催しました。「第四次」計画の取組み進捗・達成状況の報告を受け、評価いただくとともに、平成 26 年度の実態調査結果等を踏まえて、「第 5 次」計画について熱心にご議論いただきました。

*P73.参照

③ パブリックコメントの実施

以下のとおり「第5次」計画案を公表し、市民の皆様から意見を求める意見公募 (パブリックコメント)手続きを実施しました。

意見募集期間: 平成27年12月10日(木)~ 平成28年1月4日(月) 意見提出数: 7人(40件) ※ 簡易な字句の修正等は除きます。

意見公募(パブリックコメント)手続制度

市が基本的な政策等を立案する過程において、その趣旨・目的・内容等を市民に公表し、それに対して意見を求めます。そして、提出された意見を踏まえた意思決定をした上で、意見に対する市の考え方と対応について公表する一連の手続きをいいます。

この制度は、市政運営における公正・透明性の向上を図ること、また、 市民の市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目 的としています。

第2章

概況と計画課題

1. 周辺概況

(1)障がい福祉を取り巻く概況

① 国・京都府の動き

<u><「障害者の権利に関する条約」の批准と「障害者基本法」の改正、「障害を理由と</u>する差別の解消の推進に関する法律」の施行>

平成 19 年 9 月、我が国は「障害者の権利に関する条約」に署名し、その後、条約締結に向けて国内の各種関連法令の整備を行い、平成 26 年 1 月に批准しました。この間、平成 23 年 8 月の「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行により、以下の見直しや追加が行われています。

また、改正された障害者基本法第3条において、手話は言語であることが明記され、 手話言語法の制定を求める動きが全国に広がっています。

目的規定(第1条関係) 地域社会における共生(第3条関係) 国民の理解(第7条関係) 防災及び防犯(第26条関係) 選挙における配慮(第28条関係) 障がい者の定義(第2条関係) 差別の禁止(第4条関係) 療育(第17条) 消費者としての障害者の保護(第27条関係) 司法手続きにおける配慮(第29条関係)

など

また、関連する法律として、平成26年6月制定(平成28年4月施行予定)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)など、障がいのある人等を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

京都府では「障害者差別解消法」に先駆けて、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指して、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行しています。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行>

平成 25 年 4 月、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)」として改正、一部施行されました。その基本理念では、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むための支援が、基本的人権の尊重を支援の前提の理念とし、以下に資することを旨として総合的かつ計画的に行われるべきことを規定しています。

- 障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現
- 可能な限り身近な場所での必要な支援による、社会参加の機会の確保と生活の選択機会の確保
- 一切の社会的障壁の除去

同法の平成 26 年 4 月の施行により、障がい者の範囲の見直しをはじめ障害支援区分への変更や重度訪問介護の対象拡大、ケアホーム・グループホームの一元化、地域生活支援事業の追加などの支援内容の拡充、市町村への基幹相談支援センターの設置、地域自立支援協議会の法定化、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化等の相談支援の充実・強化、児童福祉サービスの児童福祉法への一元化により障がい児支援の強化がなされました。

■「第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」策定後の国と府の動き

平成23年8月 「障害者基本法」の改正

平成 24 年 10 月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行

平成25年4月 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部施行

平成25年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正

平成 26 年 1月 「障害者権利条約」批准

平成 26 年 4 月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行

平成27年4月 京都府条例「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい

社会づくり条例」施行

平成 28 年 4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行予定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部施行予定(雇用分野における差別禁止)

平成30年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部施行予定(精神障害者法定雇用率)

② 長岡京市の動き

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成 10 年に初めて「長岡京市障害者(児)福祉基本計画(ながおかきょうノーマライゼーションNNプラン)」を策定して以降、計画を改定し、すべての人がともに等しく地域で学び、働き、そして豊かに暮らすことのできる社会の実現に向けた取組みを進めてきました。

また、市町村障害福祉計画である長岡京市障がい福祉計画として、平成27年3月に第4期計画を策定しており、計画的な障がい福祉サービスの提供に努めています。

平成 23 年度以降、本市においては生活介護・共同生活援助・短期入所・放課後等デイサービス等の定員増や事業所開設、障がい福祉分野への株式会社や特定非営利活動法人等の新規参入があり、社会資源が増加しつつあります。また、乙訓福祉施設事務組合に乙訓障がい者虐待防止センターや乙訓障がい者基幹相談支援センターを乙訓2市1町共同で設置しました。

今後、障がいのある人等やその家族が、将来にわたって地域で継続して生活していくためには、地域福祉を総合的に支える仕組みや社会資源の充実が必要です。また、諸サービスの質を保ち、さらに向上させていくための事業を着実に進めることで、事業者同士が切磋琢磨でき、新たに事業者が参入しやすい地域環境があることも大切です。当然足りないサービスの充足も視野に入れ、フォーマル・インフォーマルなサービスも含め地域の支援者同士のネットワークを構築し、障がいがあっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが求められます。

(2) 障がいのある人等の概況

本市の障がい者手帳所持者数は以下のとおりとなっており、総人口に対して概ね 6.8%程度で推移しています。

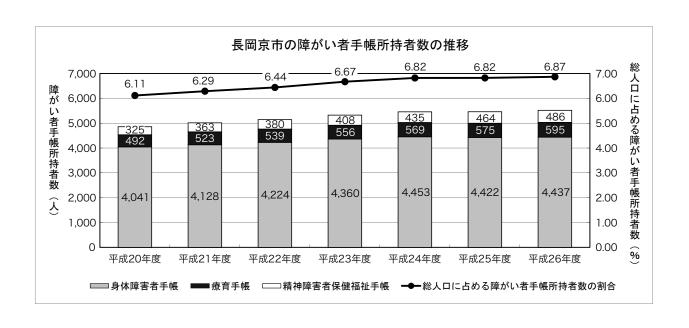
■長岡京市における障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人:各年度末)

		第三次			第四次			全国
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	25 年度
身体障害者手帳	4,041	4,128	4,224	4,360	4,453	4,422	4,437	5,252,242
療育手帳	492	523	539	556	569	575	595	941,326
精神障害者 保健福祉手帳	325	363	380	408	435	464	486	751,150
障がい者手帳 所持者数の合計	4,858	5,014	5,143	5,324	5,457	5,461	5,518	6,944,718
総人口	79,449	79,742	79,873	79,806	79,997	80,035	80,338	127,140,000
総人口に占める 障がい者手帳 所持者数の割合	6.11%	6.29%	6.44%	6.67%	6.82%	6.82%	6.87%	5.46%

[※] ひとりで複数の手帳を所持する人がいるため、合計と障がいのある人の実人数は異なります。また、精神障害者保健福祉手帳は有効期間内のみカウントしています。

[※] 全国の障がい者手帳所持者数は平成 25 年度「福祉行政報告例」より。なお、精神障害者保健福祉手帳は有効期間 内のみカウントしています。



障がい者手帳所持者の年齢構成は下記のとおりです。身体障害者手帳所持者数の年齢構成の推移では65歳以上の人数が大幅に増加しています。これは65歳以上になってから初めて障がいを有する状態になった人と以前から障がいのある人が65歳以上になった場合の両方を含んでいます。

■身体障害者手帳所持者年齢構成の推移

(単位:人:各年度末)

	20 년	丰 度	26 年度		
	人数	構成比	人数	構成比	
~ 17 歳	61	1.5%	55	1.2%	
18 ~ 64 歳	1,195	29.6%	1,009	22.8%	
65 歳 ~	2,785	68.9%	3,373	76.0%	
合計	4,041	100.0%	4,437	100.0%	

■療育手帳所持者年齢構成の推移

(単位:人:各年度末)

	20 4	年度	26 年度		
	人数	人数構成比		構成比	
~ 17 歳	111	22.6%	114	19.2%	
18 ~ 64 歳	364	74.0%	454	76.3%	
65 歳 ~	17	3.4%	27	4.5%	
合計	492	100.0%	595	100.0%	

■精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)受給者年齢構成の推移 (単位:人:各年度末)

		20 소	丰度	度 26 年度				
	人数		構成比		人数		構成比	
	手帳	医療	手帳	医療	手帳	医療	手帳	医療
~ 17歳	3	41	0.9%	5.9%	5	54	1.0%	5.2%
18~64歳	263	573	80.9%	82.1%	389	813	80.0%	78.9%
65 歳 ~	59	84	18.2%	12.0%	92	163	18.9%	15.8%
合計	325	698	100.0%	100.0%	486	1,030	100.0%	100.0%

■長岡京市における特定医療費(指定難病)支給認定制度受給者の推移

(単位:人:各年度末)

	21 年度	26 4	(参考) 27 年 10 月		
	対象疾患数 56	対象疾患数 56	対象疾患数 110	対象疾患数 196	
人数	493	636	639	644	

■身体障害者手帳所持者の主な障がい別の年齢構成の推移

(単位:人:各年度末)

		20 출	丰度	26 年度		
		人数	構成比	人数	構成比	
	~ 17 歳	4	1.4%	3	1.1%	
視覚	18 ~ 64 歳	80	28.6%	79	27.4%	
	65 歳~	196	70.0%	206	71.5%	
	~ 17 歳	6	1.9%	6	1.7%	
聴覚	18 ~ 64 歳	100	32.1%	87	25.2%	
	65 歳~	206	65.7%	253	73.1%	
平	~ 17 歳	0	0%	0	0%	
平衡•音声	18 ~ 64 歳	24	36.9%	15	29.4%	
声	65 歳~	41	63.1%	36	70.6%	
肢	~ 17 歳	42	2.1%	36	1.6%	
肢体不自由	18 ~ 64 歳	622	31.1%	547	24.5%	
由	65 歳~	1,339	66.8%	1,651	73.9%	
	~ 17 歳	9	0.7%	10	0.7%	
内部	18 ~ 64 歳	369	26.7%	281	18.5%	
II.	65 歳~	1,003	72.6%	1,227	80.8%	

■市内小中学校の児童・生徒の人数及び特別支援学級に通う児童・生徒の推移

(単位:人:各年度5月)

	20 4	丰度	26 年度		
	児童・生徒	うち 特別支援学級	児童・生徒	うち 特別支援学級	
小学校	4,459	57	4,439	93	
中学校	1,864	20	2,057	32	
合計	6,323	77	6,496	125	

■京都府立向日が丘支援学校に通う児童・生徒の推移

(単位:人:各年度5月)

	20 4	丰度	26 年度		
	人数	うち 長岡京市民	人数	うち 長岡京市民	
小学部	36	13	45	21	
中学部	49	16	35	22	
高等部	49	20	70	37	
合計	134	49	150	80	

[※]京都府下において、八幡支援学校が平成22年に開校し、宇治支援学校が平成23年に開校したため、 以降向日が丘支援学校の校区は乙訓圏域だけになっています。

■京都府における企業の障がい者雇用率の推移

(単位:人:各年度末)

20 年度		26 年度	(参考)長岡京市役所	
障がい者雇用率	1.76%	1.95%	2.11%	

[※]平成25年度より法定雇用率が改正。民間企業においては2.0%、地方公共団体においては2.3%。

■しょうがい者就業・生活支援センター アイリスにおける相談・就職者数の推移 (単位:人:各年度末)

	21 年度	26 年度
相談者数	74	356
就職者数	6	49

■医師発達相談利用未就学児のうち先天性疾患のある人の割合の推移

(単位:人:各年度末)

	20 年度	26 年度
相談者数	52	57
うち障がいのある数	9	14
(割合)	17.3%	24.6%

■幼児健康診査受診状況及びその結果の推移

(単位:人:各年度末)

		20 年度	26 年度
1 歳	8か月児健診受診者数	716	697
	うち発達相談(心理・ことば)管理中児童数 及び発達相談勧奨児童数	25	24
	(割合)	3.5%	3.4%
3歳	6か月児健診受診者数	681	707
	うち発達相談(心理・ことば)管理中児童数 及び発達相談勧奨児童数	48	76
	(割合)	7.0%	10.7%

■障がい福祉サービス等の決算額の推移

(単位:千円)

	第三次			第四次			
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
障がい福祉 サービス	634,340	764,256	857,686	929,580	1,125,290	1,228,269	1,344,828
障がい児 通所支援					34,026	42,390	79,843
地域生活 支援事業	62,646	60,950	66,252	70,904	74,841	81,773	84,996
合計	696,986	825,206	923,938	1,000,484	1,234,157	1,352,432	1,509,667

[※]児童福祉法の改正により、平成24年度から障がい児通所支援が開始しました。

■障がい福祉サービス・障がい児通所支援支給決定者の年齢構成の推移

(単位:人)

	20 4	年度	26 年度		
	人数	割合	人数	割合	
~17 歳	173	36.8%	278	35.1%	
18~64 歳	284	60.4%	464	58.5%	
65 歳~	13	2.8%	51	6.4%	
合計	470	100.0%	793	100.0%	

[※]各年度とも3月分を記載しています。

(3)障がい福祉の社会資源

長岡京市では、障がいのある人等の地域生活に必要なサービス基盤整備について、1967年(昭和42年)の向日が丘養護学校(現向日が丘支援学校)開設以降、乙訓圏域単位で取り組んできました。現在も乙訓2市1町障がい福祉行政と京都府乙訓保健所、乙訓圏域内の医療機関、障がい福祉事業者、京都府下の専門機関等が互いに連携しながら施策を推進しています。

障がい福祉に係る社会資源には、次のようなものがあります。

① 相談機関・窓口

- 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく、障がい者相談員が10名
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援、指定一般相談支援、 指定障害児相談支援、相談支援事業(地域生活支援事業)を行う事業所が11か所
- 障害者総合支援法に基づく協議会が1か所
- ・ 基幹相談支援センターが1か所
- 障害者就業・生活支援センターが1か所
- ・ 市町村障害者虐待防止センターが1か所

② 障がい福祉サービス等 (提供事業所数)

相談系サービス;

計画相談支援11か所、地域移行支援5か所、地域定着支援4か所、障害児相談支援4か所

就労系サービス;

就労移行支援3か所、就労継続支援A型4か所、就労継続支援B型12か所

• 日中活動系サービス;

自立訓練3か所、宿泊型自立訓練1か所、生活介護(基準該当含む)9か所、地域活動支援センター4か所

居住系サービス;

施設入所支援 1 か所(身体障がい者対象)、共同生活援助 15か所、障がい者福祉ホーム 1 か所(身体障がい者対象)

児童福祉サービス;

児童発達支援2か所、放課後等デイサービス5か所、保育所等訪問支援1か所

在宅福祉サービス;

訪問系サービス32か所、短期入所6か所、日中一時支援2か所、緊急一時保護(委託契約)4か所

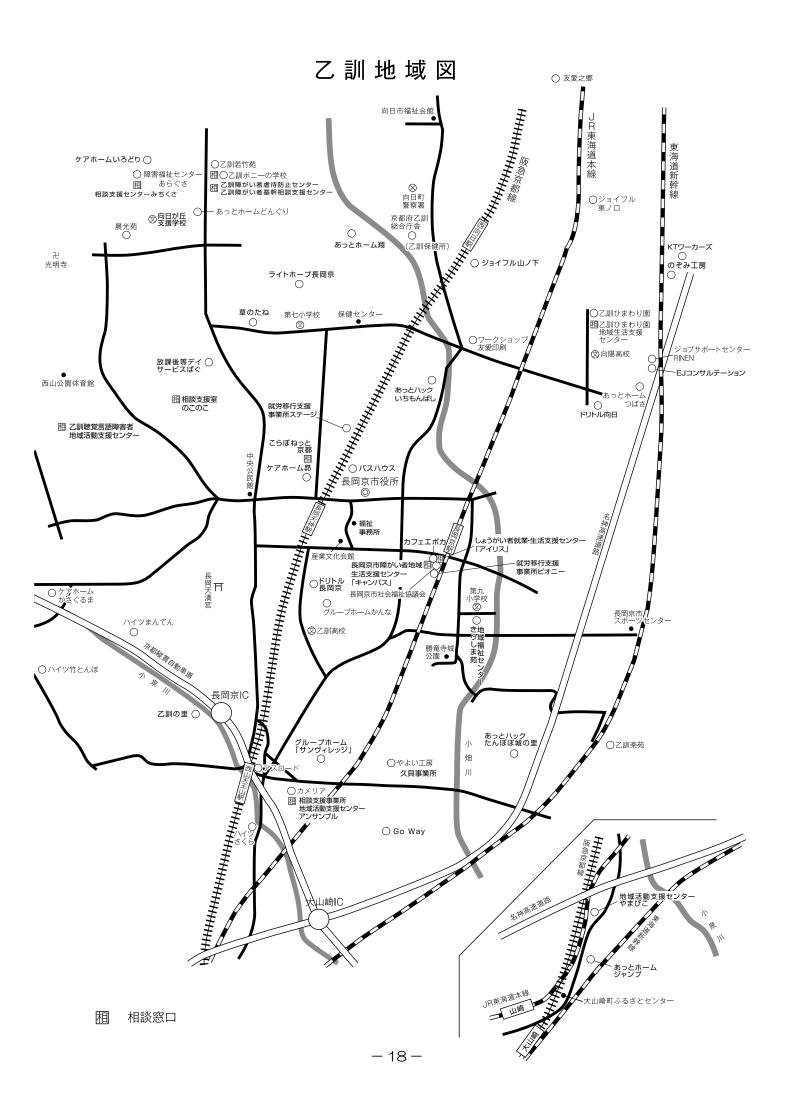
③ その他関係機関

- 病院・診療所・歯科医院等の各種医療機関、訪問看護ステーション
- 公立保育所、私立保育所、私立幼稚園
- 市立小中学校、府立高等学校、府立特別支援学校・相談支援センター
- 私立中学校、高等学校、私立短期大学
- 市立保健センター、市立教育支援センター
- 乙訓福祉施設事務組合(乙訓圏域障害者自立支援協議会事務局・乙訓障がい者基幹相談支援センター・乙訓障がい者虐待防止センター・障害支援区分認定審査会)
- 乙訓消防組合
- 長岡京市地域包括支援センター(市委託4ケ所)、介護保険事業所
- 京都府乙訓保健所、向日町警察署、京都府家庭支援総合センター(身体障害者更生相談所 兼 知的障害者更生相談所 等)、京都府子ども発達支援センター、京都府発達障害者支援センター、京都府精神保健福祉総合センター、京都府難病相談・支援センター、京都府リハビリテーション支援センター、京都府地域生活定着支援センター
- 障害者職業相談室、京都家庭裁判所、京都保護観察所等

■乙訓圏域の障がい福祉サービス等提供事業所

(単位:件:各年度末)

				(単位:19	+:各年度末)
	事業所数	うち 身体対象	うち 知的対象	うち 精神対象	うち 児童対象
相談系サービス					
計画相談支援	11	8	8	7	6
地域移行支援	5	4	4	4	4
地域定着支援	4	4	4	3	4
障害児相談支援	4	-	-	-	4
就労系サービス					
就労移行支援	3	2	2	3	_
就労継続支援 A 型	4	3	4	3	-
就労継続支援 B 型	12	5	10	7	-
日中活動系サービス					
自立訓練	3	0	0	3	_
生活介護	9	4	5	2	_
地域活動支援センター	4	3	2	1	
居住系サービス					
施設入所支援	1	1	0	0	_
共同生活援助	15	5	15	11	-
福祉ホーム	1	1	0	0	_
児童福祉サービス					
児童発達支援	2	-	-	-	2
放課後等デイサービス	5	-	_	-	5
保育所等訪問支援	1	-	_	-	1
在宅福祉サービス					
訪問系サービス					
居宅介護	32	30	27	20	25
同行援護	6	6	_	_	_
行動援護	14	_	14	7	11
重度訪問介護	25	25	25	25	0
移動支援	26	24	23	16	21
短期入所	6	4	4	3	4
日中一時支援	2	2	2	2	2
緊急一時保護	4	3	3	2	-



2. 基本的課題

障がい福祉を取り巻く概況と「第四次」計画の進捗状況及び平成26年度実態調査結 果を受け、以下の7つに課題を整理しました。

課題1 | 障がいへのより深い理解に向けて

【概況】

- 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されます。
- 実態調査の結果、権利擁護に関する項目の中で「差別を受けた、いやな思いをし た経験がある人」は36.9%。そのような経験をした場所は「学校・職場」が44.1%、 次いで「近所」が26.9%、「住んでいる地域」が22.2%となっています。
- 「長岡京市民の障がい者に対する理解」について、「進んでいない」が13.9%、 「どちらともいえない」が35.0%などとなっています。
- ▶ 障がいのある人等が地域で自分らしく暮らすためにあるとよい支援として、「障 がい者を支援することを目的としたボランティア団体があること」が 28.7%と なっています。

【取組み・成果】

- ◇ 障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めること、障がいについ。 ての幅広い教育・啓発など取り組んできました。
- ◇ 障害者週間における「障がい者児の人権を考える市民のひろば」や障がい理解促 進のためのイベントを開催してきました。
- ◆ 毎年、障がい福祉担当課と障がい当事者団体や家族会等との懇談会を開催してい。 ます。

【課題】

- 障害者差別解消法の施行に伴い、市としての差別を解消するための具体的内容 等を示す「対応要領」「対応指針」を作成しなければなりません。
- 障がいのある人等への理解や配慮ができるよう、より一層の正しい知識の周 知・啓発が必要です。
- 市民一人ひとりが支えあう意識を高め、ユニバーサル社会²づくりの担い手を増 やすことが必要です。
- 障がいについて学び知る機会や、障がいのある人等とふれあう機会の充実が求 められています。
- 障がいのある人等を支援するボランティア団体の育成が求められています。

^{2【}ユニバーサル社会】 年齢・性別・障がいの有無・文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として 支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりの持っている力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

課題2 保健・医療の充実を目指して

【概況】

- ▶ 実態調査の結果、病院に関することで「困っていることがある」が 31.9%、そのうち、「専門的な治療を行う病院が近くにない」が 35.9%となっています。
- ▶ 精神科通院患者は平成 20 年度から 26 年度にかけて 47%増加しています。精神疾患は、初期の段階で発見し早期に治療することで、重症化の防止につながると言われています。一般的に、精神障がいのある人への支援として、アウトリーチ³による支援を求める声があります。
- ▶ 精神疾患患者はうつ病、認知症を中心に増加し、がん、急性心筋梗塞、脳卒中、 糖尿病と並んで、国民病の1つになっています。
- 平成25年度から、障害者総合支援法の施行により障がい者の範囲が拡大され、 難病のある人が含まれました。
- ▶ 難病のある人については京都府難病相談・支援センター、高次脳機能障害のある人については京都府リハビリテーション支援センター(高次脳機能障害支援拠点)等の専門機関が設立され、市や関係事業者との連携体制が進んでいます。

【取組み・成果】

- 生活習慣病などの疾病が原因の障がいのある人等が増加しています。本市では、 市民の健康維持・増進と疾病の早期発見・早期治療のための情報の提供や相談等 を行っています。
- ▶ 誰でも参加できる体操教室や各種健康づくり啓発事業を実施し、市民全体への健康づくり教育事業を実施しています。
- 病気や障がいがあっても自分の健康状態にあった健康づくりに取り組めるよう、 二次障がいの予防、当事者同士の仲間づくり、交流支援を行ってきました。
- 発症からできるだけ早期に精神科医療に結びつくよう、本人、家族等からの相談に対応できる精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて乙訓保健所等と連携し、 精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及活動を行っています。
- ▶ 精神障がいのある人が社会から孤立することのないよう、居場所づくりや交流の 場として、市内の地域活動支援センターが機能しています。

^{3【}アウトリーチ】医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動などのこと。訪問支援。

【課題】

- 精神疾患は自殺との関連が指摘されており、うつ病に対する正しい知識の普及、 早期発見、早期治療、相談機関のネットワーク体制づくりが必要です。
- 障がいのある人等が地域で安心して暮らしていくためには、身近な医療機関で 必要な医療を受けられ、気軽に治療等の相談ができるよう、地域医療体制を充 実させることが必要です。
- 肢体障がいのある人の地域生活のため、高まる在宅医療ニーズに対し、提供体制の充実と、地域で円滑に利用できるシステムの構築が必要です。
- 特定健康診査や各種がん検診等による生活習慣病の予防と早期発見・早期治療が求められています。
- 気軽に相談できる精神医療・相談窓口などの充実が求められています。
- 障がいの原因となる疾病の早期発見のため、母子保健事業の一層の推進が求められています。
- 障がいへの理解があり、受診しやすい医療機関の充実が求められています。
- 難病のある人が障がい福祉サービス等を円滑に利用できるよう、窓口や相談場所、介護保険制度など他の制度との関係性などについて、わかりやすい情報提供が求められています。
- 重度の障がいがあって常時介護を要する人や医療的ケアが必要な人には、福祉 サービスと訪問看護等の保健医療の充実が求められています。難病のある人の 適切な療養環境や生活の質が確保されるような支援が必要です。
- 脳性麻痺等の障がいで、ライフステージを通じてリハビリが必要な人が、乙訓 圏域内で十分なリハビリを受けられないため、府外に通院している現状があり、 改善が求められています。
- NICU⁴に入院中の乳児が退院する際に、在宅生活に向けた支援への地域医療と福祉との連携が必要です。

⁴【NICU】Neonatal Intensive Care Unit の略。新生児特定集中治療室。

_

課題3 疾病や発達に課題のある子どもへの支援、教育の充実に向けて

【概況】

- ▶ 平成24年4月、児童福祉法の改正により、疾病や発達に課題のある子どもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、障がい種別ごとに分かれていた障がい児サービス給付体系が整理されました。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などが創設され、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの個性と能力に適した支援を行うためのサービス拡大と強化が図られました。
- ▶ 平成26年1月に日本が批准した障害者権利条約第24条には、すべての人を排除しないインクルーシブ教育を確保するために、個人に必要とされる合理的配慮の提供が確保されることと明記されています。

【取組み・成果】

- ◆ 疾病や発達に課題のある子どもの早期発見・早期療育システムの充実に向けて、 乳幼児健診等での保護者相談ニーズに対応するため、障がいの診断有無にかかわらず、発達が少し気になるというような"気づき"の段階から専門的な発達の相談に応じ、必要に応じて心理発達検査等を実施しています。
- ◆ 発達になんらかの課題があった場合、乳幼児期から就学するまでは、保健師を中心に養育を見守りながら保護者の相談に対応します。小学校に向けた支援として、関係機関による助言・指導を行います。養育支援が必要な場合は家庭児童相談室へつないでいます。
- ◆ また、小・中学校の担任等が相談に応じ、生活や療育支援が必要な場合は福祉と 教育が連携しながら支援を行っています。
- ◆ 乳幼児期から就学期までの間に、本人や保護者から療育希望があった場合には、 支援者間で支援方針を共有し統一できるよう、障がいケアマネジメント会議等を 活用して療育機関と保健・福祉・教育機関の連携強化に取り組んでいます。
- ◆ 乙訓圏域の児童福祉サービス提供事業所が増えており、公平性を保つためのサービス利用制限を撤廃することとなりました。また、本市では保育所等訪問支援サービス創設後、早期にサービス提供が開始され、保育所などでの集団活動支援を進めています。
- → インクルーシブ教育の考えを踏まえ、障がいのある子どもの教育的ニーズに応える「多様な学びの場」の充実に向け、一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じた専門的な支援・指導体制の充実を図っています。
- ◆ 全ての市立小中学校に特別支援学級を設置し、障がいの特性に応じた支援学級を 設置しています。(小学校 10 校中に 25 学級、中学校 4 校中に 11 学級)
- ◆ 放課後の過ごし方として、移動支援サービスや放課後等デイサービスを利用することで、保護者以外との交流や地域交流ができるようになってきています。また、移動支援サービスにより、ヘルパーと買い物や散歩をすることで、引きこもりがちの子どもが自分の力で外出でき楽しめるようになっています。

【課題】

- 発達に課題のある子どもとその家族が、地域の中で安心して生活し、その子どもが自分の力で未来を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や学齢期の個別支援、集団活動支援の推進・強化等のサービスの充実が必要です。
- 必ずしも障がい福祉の枠組みのみではなく、その子らしい発達を促進する考え 方のもとで福祉・医療・教育等の連携強化を図ります。また、乳幼児期から成 人期まで切れ目のなく支援を繋ぐためにも連携強化が必要です。
- 疾病や発達に課題のある子どもに対して、保育士や教員、加配指導員が正しい 知識と対応スキルを学ぶ研修会等の機会の充実が必要です。
- 発達に課題のある子ども等の相談支援体制と研修、市内の関係機関との連携について検討するネットワークの構築が必要です。
- 高等学校等を卒業後、成人期の発達障がいのある人が気軽に相談できる場所が 少なく、求められています。
- 両親や兄弟姉妹も含めた家族全体に対する支援も必要です。
- 発達に課題のある子どもの社会性を育むため、幼少期からさまざまな人と関わり合いが持てるような機会を身近な地域で充実させることが求められます。
- 長期休みや放課後等の過ごし方として、居場所や余暇活動の場の充実が必要です。



ミュージック・ケアの様子

ミュージック・ケア ―――― 音楽の特性を活かして、対象者 の身体・情緒・知能などの総合 的な発達を促す活動。

課題4 | 障がいのある人もない人もともに暮らす地域生活の充実に向けて

【概況】

- ▶ 平成25年4月施行の障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障がい福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっています。
- ▶ 主な見直し事項としては、常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他の障がい福祉サービスの在り方、障がい者の意思決定支援の在り方、精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方などとされています。
- ▶ 国は、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性及び地域の体制 づくり等を集約した地域生活支援拠点を、圏域もしくは市町村ごとに1か所以上 設置(機能的整備も含む)する方針を定めています。
- ▶ 実態調査の結果、「地域で生活するためにあるとよい支援」として「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が64.2%と最も多く、次いで「生活に必要なお金の負担が軽減されること」が61.0%などとなっています。
- いざ困った時に相談する場所がわからないという声があります。相談の仕組みの 周知が十分に進んでいないと思われます。
- ▶ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題に象徴されるように、数年後には全国的に高齢化が一層進んでいくと予想されています。
- ▶ 障がい者手帳・障がい福祉サービスの申請受付や支給決定を行う市の役割は重要です。本市の障がい者手帳所持者数は、ここ数年の平均が約2%増と微増ですが、手帳を所持しない精神障がい・発達障がい・高次脳機能障害・難病のある人等を含めると、今後、生活のしづらさがあり、支援が必要な人は、手帳所持者数の伸び率以上に増えることが見込まれます。
- ▶ 相談支援事業所数の増加割合に対して、計画相談支援サービス創設や利用者増加などに伴う業務量増加により、人材の確保と育成に関する施策がますます重要となっています。
- ▶ 障がい福祉サービスの事業所数は増えていますが、重度障がいのある人や高次脳機能障害、夜間支援が必要な障がいのある人の受入ができる事業所がまだ少ない状況です。
- ▶ グループホームの需要に対して供給は増えつつありますが、まだ不足しています。 また、既存のグループホームも、現在の報酬水準では人材の確保や夜間・土日の 人員加配は費用面からも厳しい状況です。
- ▶ 在宅の障がいのある人がその生活を続けることが難しいとき、グループホームや 入所施設などの希望があっても、乙訓圏域内のグループホームや入所施設が十分 に整備されていないことで圏域外へ転出することになった人がいます。

【取組み・成果】

- ◇ 障がいのある人等やその家族がどこに相談しても適切に相談に応じることができるよう体制整備を進めてきました。
- ◇ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての人がサービス等利用 計画を作成し、セルフプランによって計画を作成した人を除くすべての人と相談 支援事業者との契約が完了しています。
- ◆ グループホームや日中活動の場が23年度以降、数か所増えました。そのほか障害者総合支援法に基づくサービスの充実が少しずつ進んでいます。また、障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議を中心として障がいのある人を支えるネットワーク強化を図っています。
- ◇ 向日が丘支援学校高等部の進路相談に参加し、全ての生徒の希望進路先を確保してきました。
- ◇ 障がい児施設に入所している児童が 18 歳になり退所する時や長期入院患者が退院する時には、関係機関との密な連携による地域定着に向け、個別ニーズに合わせて地域移行を支援してきました。
- ◆ 医療観察法による処遇を受ける精神障がいのある人の社会復帰についても関係機 関との連携を図っています。
- ◆ 乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、事業者、市民と行政が一緒になって、専門部会を設置し、特別支援学校卒業後の進路問題、福祉人材育成と確保などの課題解決のため取り組んでいます。





乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会



乙訓圏域障がい者自立支援協議会 研修会

【課題】

- 地域生活への支援及び重度の障がいのある人への支援について、障がい福祉事業者が担う役割と機能の在り方について検討し、再整備が必要です。
- 国が基本指針で掲げる地域生活支援拠点設置について、既存施設の活用などの 手法も含めて検討し、平成 29 年度までに圏域で 1 か所整備しなければなりま せん。(「長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)」より)
- 相談支援事業や緊急時の対応について、休日を含め、24 時間いつでも相談できる窓口を求める声が強くなっています。また、障がいのある人自らが解決できる力を高めるための支援や家族支援の視点が求められています。
- 統合的、包括的な相談支援体制の整備が求められています。
- 地域生活支援拠点の整備について検討していくために、入所が必要な人の状況を把握する必要があります。特に知的障がいや精神障がいのある人のための入所施設が乙訓圏域内にはありませんので、強く求められています。
- 地域生活支援拠点の整備においては、建物の確保が求められていますが、その機能も重要です。主に、緊急時の短期入所確保や 24 時間の見守り体制が求められています。
- 福祉サービスを担う人材の確保及び人員配置体制を拡充するための支援が求められています。
- 重度の障がいのある人も地域で安全に安心して暮らすことが出来るグループホームなどの整備が必要です。
- 障がいのある人等の生涯を通したケアマネジメントを適切に行うため、利用者層の拡大や生活課題の複雑化に対応できる相談支援専門員や支援員の人材育成が求められています。また、計画相談支援を実施する事業所は徐々に増えていますが、1人の相談支援専門員が担当するケース数がいまだ多く、人員確保が重要となっています。
- 家族の支えのもと在宅で生活する人が、家族に病気や事故などが生じても、生活を継続できるようフォローする体制が必要です。また、将来にわたって地域で仲間とともに暮らす場として、特にグループホームが求められています。
- 医療的ケアの必要な人や行動障がいのある人、重症心身障がいのある人の必要な支援などを整理し、支援体制のある生活の仕組みづくりが必要です。
- 障がい福祉の支援体制整備においては、施設不足だけでなく、支援員不足も深刻であり、営業時間の短縮や夜間の支援体制の不足、支援員の高齢化、同性介護のヘルパーの不足など、影響は多岐にわたっています。様々な手段や考え方による人員不足の解消が求められています。

- 常時介護を要する人が、地域で安心して生活ができる質の高いサービスの実現が必要とされています。
- 矯正施設などの支援を受けて地域移行された障がいのある人が社会に復帰し再 犯を重ねることがないように、地域に定着するための関係機関との連携支援が 必要です。
- 介護保険サービスとの連携のため、ケアマネジャーとの連携及び障がいへの理解促進が求められています。



課題5 / いきいきと働くことができる社会の実現に向けて

【概況】

- ▶ 障害者雇用促進法は、内容が改正されています。平成25年4月施行の改正では、 民間の法定雇用率が1.8%から2.0%になり、障がい者雇用義務のある事業主の 範囲が従業員56人以上から50人以上に変わりました。また、平成30年4月 施行予定の改正では、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加わります。
- ▶ 平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行され、障害者就労施設等からの物品等に対する需要の増進が図られています。
- 実態調査の結果、「働く意欲の有無」については、「ある」が43.3%、「ない」が41.5%となっており、「平日の日中の主な過ごし方」については、「自宅で過ごしている」が最も多く30.0%、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が18.2%、「福祉施設、作業所等に通っている」が12.6%となっています。
- ▶ 少子高齢化による生産年齢人口の減少を踏まえ、社会の担い手の一員として障がいのある人等を雇用する必要性が高まっています。
- 一般就労を目指す特別支援学校の卒業生や精神障がいのある人は年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後も安心して働き続けられる環境が重要です。
- ▶ 本市内に設置されている「しょうがい者就業・生活支援センター アイリス」は、 労働と福祉の相談支援機関として障がいのある人等の雇用者側の支援や、障がい のある人等が継続して働くための相談支援機関として、ますますその重要性が高 まっています。
- ▶ 地域の障がい福祉事業所に通い、そこでの福祉的就労の工賃を得ている障がいのある人等の自立を支える上で、工賃向上は重要です。

【取組み・成果】

- → 特別支援学校高等部の進路相談会には、本人と保護者、学校に加え、市障がい福祉課と地域の相談支援事業所や就業・生活支援センターとハローワークが出席し、福祉と雇用両面から助言しながら卒業後の進路先を相談しています。
- ◆ ここ数年で、いわゆる福祉的就労として、就労継続支援 A・B型事業所、就労移 行支援事業所等の様々な活動を行う日中活動の場や一般就労後の職場定着を支え る支援の場が増えました。
- 令 福祉的就労でのさらなる工賃向上等を目指す「ほっこりんぐ事業」を実施し、市 役所内や各種行事の場などでの「ほっとはあと製品」の販売を促進しています。 障がいのある人とない人のふれあいが生まれ、障がい理解の場ともなっています。
- ◆ 毎年「長岡京市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、市役所内での物品調達に対して障害者就労施設等からの調達目標を策定し、その達成状況を毎年確認し、障がいのある人等の工賃向上を推進しています。

【課題】

- 障がいのある人等が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送るために、能力や適性に応じて働くことができる場を広げていくとともに職場定着、工賃向上などに取り組む必要があります。
- どこで何をして働くか、どのように過ごすかは、個人によって異なるため、その人に合った支援が必要です。
- 発達障がいや精神障がいなど外見などから気づきにくい障がいについて、企業の理解を進めるため、雇用者を中心とした啓発を強めるとともに、職業能力のある障がいのある人等の一般就労を支援・促進する必要があります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、障がいのある人等が安定して働き続けられるための支援や、一般就労へ移行することが困難な障がいのある人等の働く場の確保が必要になっています。
- 就労訓練サービス事業所や相談支援事業所などの福祉分野だけでなく、労働行政、教育、産業・雇用、一般企業などの各機関が相互に連携・協力し、必要な情報を共有・活用するためのネットワーク構築が必要です。



課題6 文化・芸術、スポーツ活動の振興を目指して

【概況】

- ▶ 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記され、障がい者スポーツの推進が定められました。
- 平成27年10月にスポーツ庁・障害者スポーツ振興室が設置されました。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われます。
- ▶ 文化・芸術活動・レクリエーション活動は、障がいのある人等の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、障がいのある人等の生活の質の向上を図り、ゆと別いのある生活を送るために必要不可欠です。
- ▶ 障がいのある人等が気軽にスポーツを楽しむことができる施設が乙訓圏域内に不足しており、京都市内や大阪方面まで時間をかけて通う人がいます。

【取組み・成果】

- ◆ 市内の障がい福祉施設では多様な創作・レクリエーション活動を行っているほか、 市社会福祉協議会の取組み、市民活動による「手作りの成人を祝う会」、府内大 学サークルによる重度障がいのある人への音楽や楽器にふれる催しなどの活動が あります。また、毎年、当事者団体が「文化教室」「障がい者スポーツフェスティバル」や「卓球バレー大会」などを開催しています。
- ◆ 本市は、上記の文化・スポーツの取組みに対して会場や移動手段の確保などの支援を行ってきました。
- ◇ 以前より障がいのある人とない人の交流の場、また、障がいに対する理解を深める機会は少しずつ増えていますが、参加するきっかけとなる情報発信や、継続して行える場所や取組みが少ないです。

【課題】

- 障がいのある人等が気軽に文化・芸術に親しみ、楽しむことができる機会、自らの作品を発表できる場をさらに増やしていくことや、これらを通じて、多様な人々との交流の場が求められます。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けてのスポーツの機運の高まりに合わせて、障がい者スポーツの取組みに関する情報収集・発信が必要であり、市民が気軽に参加でき、障がい理解と障がいのある人等との交流の場となるような障がい者スポーツの催しの充実が必要です。
- 身近に安心して快適に利用できる余暇活動の場や機会、情報の発信体制の充実が必要です。



課題7 安心・安全・便利な環境の整備に向けて

【概況】

- → 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されました。また、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行されます。
- ▶ 平成25年6月の災害対策基本法改正により、障がいのある人等を含む要配慮者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成等が区市町村長に義務付けられました。平成26年度末現在の名簿記載への同意率は38%です。
- ▶ 本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」「京都府福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、ユニバーサルデザインによる公共施設や民間施設等の整備・改良を促進してきました。
- 乙訓障がい者虐待防止センターの事業報告によると、長岡京市における平成 26 年度虐待通報件数は8件でした。

【取組み・成果】

- ◆ 乙訓消防本部と連携し、聴覚または言語障がいのある人に対して緊急時の対応を 行う仕組みを構築し周知してきました。
- ◆ 色覚障がいに配慮した防災ハザードマップを作成し、ホームページに掲載しています。
- → 行政サービスにおいて合理的配慮が確実に提供されるよう市職員研修会等を実施しています。平成28年4月から導入されるヘルプマークについては、適切な対応ができるよう京都府と連携し、導入に向けた準備を進めているところです。
- ◇ 障害者差別解消法施行に伴い、不特定多数の障がいのある人等が利用する施設の バリアフリー化は、法に基づく合理的配慮の提供という観点からも、さらに重要 となっています。
- ◆ 市役所における手話通訳者の配置が2名から5名になりました。



全国ろうあ者体育大会にて、 長岡京市長から手話による "がんばれ"の応援メッセージ

【課題】

- 障がいのある人等の権利擁護について、本市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。
- 障害者差別解消法の趣旨を基本として、長岡京市の取組みについて障がいのある人等とその家族、企業、教育、支援者、学識経験者等で構成する会議において検討する必要があります。また、障がいを理由とする差別の禁止を実効的に推進し、市の取組みの実施状況の検証等が必要です。
- 公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、情報・コミュニケーション支援、移動支援などの充実が必要です。
- 障がいのある人等の対応も含めた迅速な対応ができる災害時対応マニュアルを 整備することが求められています。
- 地域の自主防災組織との連携等により、災害時の支援体制を準備し、防災訓練等の具体的な取組みを通して地域の理解と協力意欲を高める意識啓発の機会を積み上げていくことが必要です。
- 社会福祉事業者等との福祉避難所の設置運営に関する協定をはじめ、平時からの備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、 十分な要配慮者支援体制を確保する必要があります。
- 障がいのある人等への虐待防止の徹底が特に重要です。また、成年後見制度の 周知と活用促進が必要です。





第3章

理念と目標

1. 長岡京市の障がい福祉の理念

「第四次」計画までの本市の障がい福祉の理念を踏まえて、以下のキャッチフレーズで示します。

長岡京市は、障がい福祉の理念について、市民にわかりやすく、ともに追求していく ための「まちのあるべき姿」として上記理念を掲げ推進していきます。

自分らしく生きることのできる 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京

【理念の考え方】

○ 「自分らしく生きることのできる」とは……

障がいのある人等が、その能力や個性を最大限に発揮して、楽しくいきいきとその人らしく安心して暮らすことができるということを意味しています。

○ 「住みたいまち 住みつづけたいまち」とは…

必要なサービスが適切に利用でき、障がいのある人とない人がともに「認めあい」「支えあい」「育ち」あって、「豊か」に暮らし、「学び」「働き」「遊ぶ」ことができるまちであり、人々が「移り住みたい」「住みつづけたい」と思う魅力があるまちを意味しています。

「第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」の障がい福祉の理念

平成 28 年度 スタート

自分らしく生きることのできる 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京

時代の変化

障がい当事者等の 意向

「長岡京市第4次総合計画」のキャッチフレーズ

平成 28 年度 スタート

住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京

「第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」の障がい福祉の理念

自分らしく生きることのできるまち 住み続けたいまち ながおかきょう

障がい福祉の基本的な理念

ノーマライゼーション

インクルーシブな社会

障がい福祉の実践・行動の理念

エンパワメントとアドボカシー

リハビリテーションとリカバリー

バリアフリーとユニバーサルデザイン

障がい福祉の基本的な理念

"ノーマライゼーション"

すべての人が障がいの有無や程度にかかわらず、自分らしい生活を送ることができるという考え方。

"インクルーシブな社会"

すべての人が排除されることなく包摂され、居場所がある社会。

障がい福祉の実践・行動の理念

① エンパワメントとアドボカシー

エンパワメントとは、人はそれぞれ本来持っている力があり、社会や環境などによって抑圧されているその力を引き出すこと、または行使できるよう社会や環境を整えることをいいます。

例えば、障がいのある人が福祉サービスを利用する場合に、支援者は、障がいのある 人が自分の生活について自己選択、自己決定する力をつけて障がいのある人自身の生活 や環境を自分の力でコントロールできるような働きかけをします。

アドボカシーとは、「権利擁護」もしくは「代弁」の意味として用います。人が本来 持ち合わせている権利が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのよ うなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成、獲得を支援することや、 その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、生活上必要な支援を行うことを 指します。

② リハビリテーションとリカバリー

リハビリテーションとは、障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけではなく、障がいのある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方です。そのための福祉サービスの計画と実行には、本人はもちろんのこと、家族や地域の人等が関与すべきこととされています。 **リカバリー**とは、疾病や障がいを受け入れた上で、人生の充実感と希望に満ちた生活を再び獲得することを目指すことをいいます。

③ バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、障がいのある人等の社会参加の障壁となるもの全般が取り除かれた状態をつくっていくことをいいます。もともと、建築物・道路等における物理的な障壁(バリア)が取り除かれた状態(フリー)を指す用語であり、これらの意味・内容が拡大されて、今日、物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

ユニバーサルデザインとは、日常生活に用いる工業製品を、できるだけ多くの人が利用できるようにつくることをいう用語であり、都市や生活環境、道具等に対する多様な人が気持ちよく利用できるようなデザインをいいます。バリアフリーはバリア(障壁)をなくしていく「事後の対策」であるのに対し、ユニバーサルデザインは、バリアのない社会をつくる「事前の対策」という発想に基づいています。

2. 基本目標

本市の障がい福祉の理念を踏まえて、次の7つの基本目標を設定します。

目標1:ふれあい・わかりあい・支えあうことができる

目標2:保健・医療サービスの安心がある

目標3:子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる

目標4:住み慣れた地域で継続して生活できる

目標5:自分らしく働くことができる

目標6:文化芸術・スポーツ活動を楽しむことができる

目標7:安心・安全で便利な生活環境がある

(参考)

国の「第3次障害者基本計画(平成25年度から29年度まで)」における分野別施策

①生活支援

⑥情報アクセシビリティ

②保健・医療

⑦安全・安心

③教育・文化芸術活動・スポーツ等

⑧差別の解消及び権利擁護の推進

④雇用・就業、経済的自立の支援

⑨行政サービス等における配慮

⑤生活環境

⑩国際協力

第4章

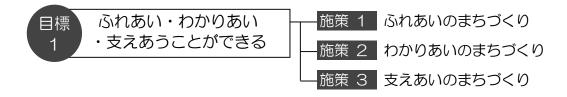
基本目標ごとの施策

障がいの種別や程度にかかわらず、目標達成に向けて長岡京市全体で連携して取り組むことが障がいのある人等の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めます。

1. 施策の体系

目標 ふれあい・わかりあい	────────────────────────────────────
1 ・支えあうことができる	
	施策 3 支えあいのまちづくり
目標 保健・医療サービスの	────────────────────────────────────
2 安心がある	
	― 施策 6 医療・リハビリテーションの充実
	施策 7 難病のある人への支援の充実
目標 子ども一人ひとりに合った	施策 8 早期療育・発達支援の充実
3 支援・教育等が受けられる	施策 9 発達支援に関する相談体制の充実
	施策 11 疾病や発達に課題のある放課後児童への支援の充実
目標 住み慣れた地域で	
4 継続して生活できる	施策 13 障がい福祉サービス等の充実
	施策 14 住まいの確保
	— 施策 15 地域生活を支える社会資源の整備と活用
	施策 16 緊急時のサポート体制の充実
目標 自分らしく	ー 一 施策 17 雇用・就労の促進
5 働くことができる	施策 18 福祉的就労の充実
目標文化芸術・スポーツ活動を	一 施策 19 文化・芸術活動の活性化と推進
6 楽しむことができる	施策 20 スポーツ活動の振興
目標 安心・安全で 原利な生活環境がある	施策 21 ユニバーサルデザインの推進
7 便利な生活環境がある	□ 一 施策 22 防災対策の推進
	─ 施策 23 権利擁護及び虐待防止の推進
	― 施策 24 行政サービスにおける合理的配慮
	└─ 施策 25 情報アクセシビリティの向上

2. 施策の内容



「ふれあい・わかりあい・支えあうことができる」まちを めざして

子どもの頃から様々な生活場面で障がいのある人等と出会い、つながり、相互理解を深めていくことで、障がいや障がいのある人等についての正しい知識を得ることができます。そのためにも、障害者週間や各種イベントなどを通じて障がいのある人等とふれあう場を作ります。

障がいのある人等が地域の中で安心して暮らしていくために、行政、 学校、市民、事業者など市全体が、1つの理念のもと、それぞれの責務、 役割を明確にして共有することを目的とした「長岡京市障がい者基本条 例(仮称)」の制定に向け協議を進めます。

障がいがある人もない人もともに地域での暮らしを支えあう仲間として、平生からの多様なふれあい・交流を通じた力強い地域コミュニティを作り、学校や職場、地域などあらゆる場でともに活動できる環境を作っていきます。

施策 1 ふれあいのまちづくり

幼少期及び学齢期から障がいを理解し交流が深められるよう、相互理解に向けて福祉教育とも連携しながら、地域や市の事業等での具体的な体験や交流活動の場づくりを通じて、障がいのある人とない人が互いにふれあい交流できる機会や場を充実させます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

多様なふれあいを通じて、障がいのある人とない人 の交流が進んでいる。

代表指標	「障がい者児の人権を考える市民のひろば」の参加者数				
数値目標	期首値	450人	期末値	550人	

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

1 「障がい者児の人権を考える市民のひろば」開催事業<拡大> 【障がい福祉課】 毎年、障害者週間に合わせて子どもから高齢の人まで誰もが参加できるような 映画、講演会、障がい当事者による発表など障がいに関する企画を通して、市民 が人権に向きあう機会として開催します。

2 人権啓発イベント開催事業<拡大>

【人権推進課】

市民一人ひとりが確かな人権意識を持ち、あらゆる人権問題の解決に努めるため、「人権問題研究市民集会」や「人権を考えるつどい」を開催するなど、市民を対象に、広く人権について考える場としてします。

3 小(中)学校就学援助事業(地域社会交流事業補助金支給事業) <継続> 【学校教育課】 障がいのある子どもが地域社会と交流する機会の確保を図るため、『長岡「夏の学校」実行委員会』が実施する事業に対して補助金を支給するなど支援します。

施策 2 わかりあいのまちづくり

ホームページなどを活用して、疾病や障がいに関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者などの理解促進に努めます。また、障がいのある人等が地域活動に参加し、誰もが互いに理解し受け止める機会を作り、障がいのある人等や障がいに対する市民理解が一層広がり深まるよう推進します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

障がいのある人とない人の相互理解に根ざした、障がい者差別解消の条例があり、市民が知っている。

代表指標

長岡京市民の障がい者に対する理解が「進んできた」と思う障がいのある人 等の割合(市民アンケート調査)

数値目標

期首値 40.3% 期末値 50.0%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

4 障がい者基本条例(仮称)制定事業<新規>

【障がい福祉課】

障害者差別解消法や国の基本方針の趣旨を踏まえて、長岡京市の今後の取組みについて、障がい当事者・家族、企業、教育、福祉の代表者と学識経験者で構成する会議において検討し、独自の理念や市の責務、市民の責務などを含む条例を制定します。

5 福祉的な学習の機会の提供<継続>

【学校教育課】

小中学校において総合的な学習の時間等を活用し、障がい児者と関わり合い、 障がいへの理解を深める学習の機会を提供します。

6 人権教育・啓発推進事業 <新規 >

【生涯学習課】

人権週間に合わせて人権啓発に関する標語・ポスター・作文を市民から募集し、 人権問題研究市民集会において入賞者の発表と入賞作品の展示を行います。

7 社会福祉大会等開催事業<継続>

【社会福祉課】

社会福祉大会において、自らその障がいを克服し、現在、自立更生して他の模範とするに足りると認められる者(自立更生者)と、永年にわたり、身体または知的障がいのある人の更生援護に尽力し、その功績が顕著であると認められる者(更生援護功労者)に対してきりしま賞を贈呈します。

施策 3 支えあいのまちづくり

ふれあい・わかりあいを礎として、障がいのある人とない人の相互の支えあいやボランティアの活動を促進します。

<達成目標と代表指標>

5 年後に 実現したい まちやひとの姿

日常生活や社会生活での支えあいがあり、ボランティア活動が今と変わらず活発である。

代表指標ボランティアセンターにおける相談・コーディネートの件数数値目標期首値742件期末値750件程度

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

8 総合生活支援センター管理運営事業<継続>

【社会福祉課】

指定管理により運営する総合生活支援センターにおいて、ボランティアと活動 団体、利用者間のマッチング・コーディネートを行うほか、さまざまな交流・情報交換の機会をつくります。

9 地域福祉活動団体支援事業<継続>

【社会福祉課】

福祉ボランティア団体等の福祉活動を振興するため、当該活動を行う団体等の健全な育成を図るとともに、活動の継続又は発展に係る事業に要する経費に対して、助成金を交付します。

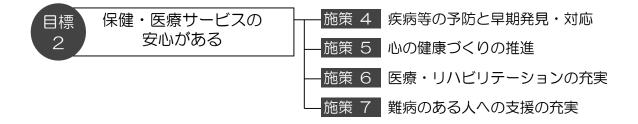
10 福祉支援者の人材確保事業<継続>

【障がい福祉課】

手話通訳者・要約筆記者等の養成や介護職員初任者研修(ホームヘルパー)等 福祉資格取得などについての講座等を開催し、また、若年層に障がい福祉への関 心喚起を図ることで、障がい福祉を支えるマンパワーの確保を図ります。

11 障がい者社会参加・自立支援事業補助金給付事業<継続> 【障がい福祉課】

障がいのある人等の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業経費に対して補助金を交付する等の支援をします。



「保健・医療サービスの安心がある」まちを めざして

障がいの重度化の緩和、生活習慣病の予防、身体障がいの原因となる疾病の治療、 地域生活を維持するために必要な保健医療サービスなど、ライフステージや個々の身 体状況に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。

精神疾患・精神障がいのある人に対しては、疾病と障がいを併せ持つことに配慮し、 保健所や医療機関、事業所、当事者団体等などと連携しながら、気軽に相談できる相 談体制の充実などを軸として、適切な医療・福祉サービスの確保と提供に努めていき ます。

障がいのある人が、身近な医療機関で適切な医療を安心して受けられるよう、患者の障がい特性を理解して対応できる医療機関の増加と医療ネットワークの充実を図ります。また、地域の社会資源の連携と活用により、地域の医療・リハビリテーション体制の強化・充実を図るほか、引き続き、高次脳機能障害により麻痺などの障がいのある人等を対象に、重症化予防のため、グループによる機能訓練を行っていきます。

在宅の難病のある人に対し、保健・医療・福祉の連携のもと、必要なサービスが受けられるよう制度等の周知や適切な支援に努めます。また、重度心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人に対して医療的ケアを提供できる支援員の確保に向けて、乙訓圏域での取組みを推進します。

施策 4 疾病等の予防と早期発見・対応

子どもの発育・発達支援を行うとともに、健康診査等の結果について障がいのある人等やその家族が障がいを受容し、経済状況の悪化・保護者の孤立等にならないよう、医療保健従事者等が障がいのある人等やその家族が理解しやすい指導・助言を行うよう努めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・対応 のため、健診や訪問等が確実に行われている。

代表指標	乳幼児健診(3歳	6ヶ月児)事業にお	おける受診率	
数値目標	期首値	96.1%	期末値	100%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

12 乳幼児・妊婦健康診査事業<継続>

【健康推進課】

乳幼児健診時に、乳幼児とその保護者を対象に、疾病等の予防・早期発見と育児支援等を行います。また、妊婦に受診票を発行し、医療機関において個別健診を行って、必要な妊婦に訪問指導を行います。

13 新生児訪問事業<継続>

【健康推進課】

新生児がいる家庭を訪問し、健康に係る問題を早期に発見し治療につなげます。 また、育児上必要な助言や情報提供・育児相談に応じます。

14 育児支援家庭訪問事業<継続>

【健康推進課】

障がいのある乳幼児(疑いを含む)がいる家庭を保健師等が訪問し、障がいの 早期発見と、家庭内での円滑な育児への支援を行います。

15 各種健康診査事業<継続>

【健康推進課】

長寿(後期高齢者)健康診査、健康増進による健康診査、20・30代の健康診査、 特定保健指導等を実施し生活習慣病予防を一層推進していきます。

16 各種検診事業<継続>

【健康推進課】

健康の保持・増進のため、各種がん検診、胃がんリスク検診、肝炎ウィルス検診等の受診促進やがんの早期発見、正しいがんについての普及啓発を図ります。

17 特定健康診査事業<継続>

【国民健康保険課】

健康と長寿の確保と医療費の伸びの抑制のため、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を図る観点から国民健康保険の被保険者に特定健康診査と特定保健指導を行います。

施策 5 心の健康づくりの推進

医療、教育、福祉、保健・産業保健、民間団体等の関係機関との連携のもと、 "心の健康"に関する知識の普及に努め、早期に悩みを抱える人に気づき、初期 段階で適切な対応ができるよう、地域における"心の健康"づくりを推進します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

誰でも気軽に安心して相談できる窓口が今と変わらず充実している。

代表指標精神保健福祉相談の相談実績数値目標期首値121 件期末値120 件程度

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

- 18 地域相談支援事業 (精神保健福祉相談) <継続> 【障がい福祉課】 精神保健福祉士などの専門員が、精神障がいに関する相談等に応じます。
- 19 地域障がい者相談支援委託事業(精神) <継続> 【障がい福祉課】 地域生活支援事業の相談支援事業所が、精神障がいのある人等の日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護等について情報提供や相談に応じます。
- 20 地域相談支援事業 (精神障がい者グループワーク) <継続> 【障がい福祉課】 家に閉じこもりがちな人や回復途上にある精神障がいのある人等を対象に、話 合い、創作活動等の社会参加の場を提供し対人関係の改善を図ります。
- 22 障がい者差別啓発・理解・解消(アルコール健康対策基本法への対応) <新規>【障がい福祉課】 市民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール依存症等の健康障がいの発生、進行及び再発の防止を図っていきます。
- 23 自殺対策事業<新規> 【社会福祉課】 自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人(ゲートキーパー)を、地域の中で1人でも多く増やすため講座を実施します。
 - <精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要>
 - ①精神障がい者の医療の提供を確保するための指針の策定
 - ②保護者制度の廃止
 - ③医療保護入院の見直し
 - ④精神医療審査会に関する見直し

施策 6 医療・リハビリテーションの充実

障がい特性等にも配慮した参加しやすい健康づくり事業の検討や、障がいの原因となる疾病等の予防を推進し、適切な治療へつなぐとともに、障がいのある人等に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう発症後の治療から社会復帰、社会参加までを支援します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

障がい特性や希望に応じた適切な保健・医療サービスが充実している。

代表指標

「(長岡京市は)適切な保健・医療サービスが充実している」と思う障がいのある人等の割合(市民アンケート調査)

数値目標

期首値 未調査 期末値 70%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

24 地域リハビリテーション事業<継続>

【健康推進課】

医師・保健師・作業療法士等により、リハビリテーション相談、認知症や整形外科の相談を実施することで、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。

25 自立支援医療等給付事業<継続>

【障がい福祉課】

障がいのある人等が公費医療対象となる治療を受ける場合、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、自立支援医療特別対策事業、療養介護医療等の給付を行います。

- 26 地域相談支援事業 (精神科緊急医療システムの啓発) <継続> 【障がい福祉課】 京都府南部圏域精神科救急システム(京都府・京都市の事業)の基幹病院である府立洛南病院において夜間や休日等に体調急変に対応していることの周知を進めて、精神障がいのある人の地域生活への移行支援を図ります。
- 27 地域相談支援事業(医療体制の検討) <継続> 【障がい福祉課】 リハビリテーションや歯科・口腔衛生保持のニーズや、今後さらに進行する高齢化に伴うニーズへの対応のため、障がいのある人等がより受診しやすい医療体制について検討します。
- 28 地域相談支援事業(受診しやすい「かかりつけ医」の体制整備) <新規>【障がい福祉課】 主に知的障がいなどの障がいのある人が「障がい」に対する理解がある「かか りつけ医」を持つことで、定期的な受診や健康診断を受けやすくなるよう、障が いのある人の地域医療体制の構築に向けて、市と福祉事業者や乙訓医師会と連携 して検討します。

施策 7 難病のある人への支援の充実

難病のある人が安心して地域で暮らすことができるよう、専門機関と連携しながら支援体制を充実させます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

医療・保健・福祉の連携体制が充実し、難病のある人が安心して生活できる支援体制が充実している。

代表指標

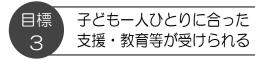
難病のある人のうち最も重度の人 (人工呼吸器使用) における、「在宅で 医療的ケアを受けているかたの防災のしおり」の作成率

数値目標

期首値 50% 期末値 100%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

29 地域相談支援事業(関係機関との連携体制強化) <継続> 【障がい福祉課】 難病のある人の生活支援と円滑な社会復帰のため、保健所や難病相談・支援センター、医療機関、患者会など保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強めて、 制度・サービス等の情報周知や相談対応を行います。



施策 8 早期療育・発達支援の充実

施策 9 発達支援に関する相談体制の充実

施策 10 疾病や発達に課題のある子どもへの保育や教育の充実

- 施策 11 疾病や発達に課題のある放課後児童への支援の充実

「子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる」 まちを めざして

発達に課題のある子どもが社会への適応力を身につけるために、関係機関の連携のもとで、成人期まで途切れることのない一貫した支援体制の構築と特性に応じた心理職などによる継続的な相談体制を充実させます。また、支援ファイルの活用などによる就学期の情報の共有、重層的な支援に努めます。

身近なところで相談でき、児童発達支援が利用できる体制の充実を図るため、保育・教育施設・療育機関等の関係機関の連携体制強化と、児童発達支援センター設置を目指します。

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが、地域で自らの個性と能力を最大限に生かせるよう、保育所や幼稚園などの利用を希望する疾病や発達に課題のある子どもの積極的な受け入れを推進し、地域ぐるみの子育でを支援します。また、職員等を対象に支援技術研修を実施し、地域における支援の担い手を育成します。

児童福祉サービスや放課後児童クラブ等により、放課後や休日、学校 長期休業期間中の居場所づくりや集団活動、地域との交流など、充実し た遊び・学びの経験ができる日中活動の場の提供を行います。

施策 8 早期療育・発達支援の充実

乳幼児の心身障がいや発達の遅れ等について、早期発見に努めるとともに、「気づき」から「療育へつなぐ」段階までの早期支援の充実を図るとともに、「支援ファイル⁵」等を活用して、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない一貫した支援を進めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

必要な療育につながっていない子どもがいない。

代表指標

翌年度に就学する子どものうち、医師・心理等発達相談やことばの相談を 受ける中で療育を勧められたが療育につながっていない子どもの人数

数値目標

期首値 未調査 期末値 〇人

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

30 発達障がい児者の支援体制整備事業<継続>

【障がい福祉課】

乳幼児から成人期まで切れ目のない一貫した支援を行うため、支援ファイルを 導入し、疾病や発達に課題のある子どもやその家族等からの相談に対して必要な 支援につながるよう関係機関との連携を強化します。

31 障がい児相談支援給付費事業<継続>

【障がい福祉課】

32 障がい児通所給付事業<継続>

【障がい福祉課】

本人のニーズに応じた障がい児支援利用計画に基づき、適切なサービスを検討した上で児童福祉サービスの支給決定をします。

33 発達支援保育実施事業(巡回訪問) <継続>

【こども福祉課】

保育所において、専門職チームによる巡回訪問を実施し、発達支援の必要な子どもに対する保育等支援技術の向上を図ります。

⁵ 【支援ファイル】乳幼児期から成人期までの健やかな成長を、切れ目なく、総合的に必要な支援ができることを目的にしています。子どもの時からの出来事や診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを綴るもの。学校に入学する時や就職するとき等に本人(保護者)が、「支援ファイル」を提示することで、本人についての説明を簡略化できること。また、疾病や発達に課題のある子ども一人ひとりを関係機関(医療・保健・福祉・教育・労働)が連携して効果的に支援するための道具(ツール)となるものです。

施策 9 発達支援に関する相談体制の充実

発達支援が必要な子どもを支える中核機関(児童発達支援センター機能)を整備し、各関係機関との連携がスムーズになり、支援をつなぐ質の高い相談支援を実践します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

子どもの発達段階・ライフステージや、障がいの特性に応じた継続的な相談支援体制が充実している。

代表指標「長岡京市支援ファイル」作成率(想定される必要な人数に対する作成数)数値目標期首値0%期末値50%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

34 教育相談事業〈充実〉

【教育支援センター】

臨床心理士等専門の相談員が、市内に住む子どもの教育に関するさまざまな心配や悩みについて、心理検査やプレイセラピー、来所による面談、電話による相談など、教育相談の体制の強化を図ります。

35 医師・心理等発達相談<継続>

【健康推進課】

医師や発達相談員が、乳幼児の発育や発達、言葉の悩み等について随時相談に応じます。

36 就学相談の実施<継続>

【学校教育課】

障がいや疾病や発達に課題のある子どもの就学上の諸問題に対応するため、教育相談(必要に応じて発達検査の実施)及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を実施します。

施策 10 疾病や発達に課題のある子どもへの保育や教育の充実

疾病や発達に課題のある子どもが、地域の支えのもとで健やかな成長を叶えられるよう、発達支援保育や教育相談、特別支援教育など支援の基盤を充実させ、個別支援や集団活動支援を推進します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

疾病や発達に課題のある子どもが安心して生活し、学ぶための保育・教育環境が充実している。

代表指標	発達支援のための加配保育士の配置数				
数値目標	期首値	15.5 人	期末値	20人	

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

37 発達支援保育実施事業<継続>

【こども福祉課】

保育及び発達支援の必要な子どもについて、専門家を含めた発達支援保育指導会議を設置し、医学的・心理学的発達の観点だけでなく家庭環境や保育体制を総合的に検討して、発達支援保育を実施します。

38 公立保育所管理運営事業<拡大>

【こども福祉課】

インクルーシブ保育の実施のため、子どもの発達過程に応じ、指導計画に基づ く保育を適切に実施し、発達支援加配保育士を増員します。

39 通級指導の充実<継続>

【学校教育課】

小・中学校において通常の学級に在籍している特別支援を要する子どもが教育 活動に参加できるよう対応します。障がいの状態等を踏まえ、必要に応じて特別 の指導を受ける通級指導を行います。

40 学校教育管理事業(特別支援教育支援員の配置) <継続> 【学校教育課】

小・中学校において発達障がい等により、通常の学級に在籍しながら特別支援 を要する場合や、特別支援学級に在籍しながら特に介助等を必要とする子どもに 対して、支援員を配置します。

41 長岡京市教育支援委員会の運営<充実>

【教育支援センター】

障がいや発達に課題のある子どもの就学と教育的支援について調査及び審議を行い、適切な就学につなぐとともに、特別支援教育に関する学習及び研究等を行い、支援体制の強化を図ります。

42 小(中)学校就学援助事業(特別支援教育就学奨励費支給事業)<継続>【学校教育課】

小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒に対して、就学に係る経費の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ることによって、特別支援教育の環境の充実に努めます。

施策 11 疾病や発達の課題がある放課後児童への支援の充実

疾病や発達の課題がある放課後児童の生活の場を確保することを通じて、家族の負担軽減や地域とのつながりづくりを支援します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

疾病や発達の課題がある子どもが、放課後の充実した生活を過ごす場が保たれている。

代表指標	放課後等デイサー	ビスの支給決定者数	な分の実利用者数	
数値目標	期首値	92.8%	期末値	95%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

- 43 障がい児通所給付事業(放課後等デイサービス) <充実> 【障がい福祉課】 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスについて、障がい児支援利用計画に 基づき適切に支給決定します。
- 44 放課後児童クラブ育成事業<充実> 【文化・スポーツ振興室】 疾病や発達に課題のある子どもを放課後児童クラブで受け入れるための施設設 備を行うとともに、加配支援員の配置など環境の充実に努めます。
- 45 地域障がい児学童保育への支援<継続> 【文化・スポーツ振興室】 保護者による障がい児学童保育の取組みについて支援します。
- 46 すくすく教室推進事業〈充実〉 【文化・スポーツ振興室】

学校や地域、家庭が一体となって、子どもの安全・安心な居場所を確保し、特別教室や体育館等の学校施設において、地域の活力を利用して、放課後や週末などの子ども達の活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組みを推進します。また、放課後児童クラブ育成事業との連携を図ります。

目標 4

住み慣れた地域で 継続して生活できる

- 施策 12 | 自己決定を尊重した相談体制の充実

- 施策 13 障がい福祉サービス等の充実

施策 14 住まいの確保

- 施策 15 地域生活を支える社会資源の整備と活用

施策 16 緊急時のサポート体制の充実

「住み慣れた地域で継続して生活できる」まちを めざして

一人ひとりのニーズに応じた支援とともに、情報提供から一般相談、緊急性及び専門性を必要とする相談までを一体的に支援していく相談体制の構築に取り組みます。また、地域課題を共有し、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や乙訓障がい者基幹相談支援センターと連携して検討するとともに、包括的な相談支援ネットワークづくりを進めていきます。

障がい福祉サービス等を利用して地域での社会参加ができるよう、特に生活介護や短期入所等については、ニーズの増加が見込まれる点を踏まえ整備するとともに、障がいのある人等やその家族の高齢化を鑑み、いわゆる"親亡き後"の生活を見据えた将来に渡る安心施策として、地域生活支援拠点の整備等を進めます。

急務となっている福祉人材不足への対応や圏域内事業所の効率的な稼働、夜間の支援体制の安定確保、グループホームなど居住の場の充実など、住まいの確保に関するいくつかの課題については、新たな手法も取り入れて検討し、新たな障がい福祉事業所の参入も求め、誘致を図ります。

障がい福祉サービス事業所の安定的な運営が確保されるよう、国に対し報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけます。また、サービスの質的向上を図り、利用者ニーズに応じたサービスが提供されるよう努めます。

地域生活をきめ細かく支援する観点から、障がい福祉サービスでは対応できない谷間の支援ニーズへの対応に努めるとともに、備えを含んだサービス等利用計画の作成支援と障がい福祉計画のサービス見込量の確保、前述の地域生活支援拠点の整備により緊急時のサポート体制の充実を図ります。

施策 12 自己決定を尊重した相談体制の充実

障がいのある人等やその家族等が気軽に相談でき、多様な来談者ニーズに対応できるよう、係る体制の強化を図ります。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

身近で気軽な相談から専門相談まで、自己決定を支える相談体制が今と変わらず充実している。

代表指標地域障がい者相談支援委託事業における相談実績数値目標期首値14,561 件期末値15,000 件

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

47 地域障がい者相談支援委託事業<継続>

【障がい福祉課】

地域生活支援事業の相談支援事業所が、障がいに関する日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護などの情報提供や相談に応じます。

48 心身障がい者相談事業<充実>

【障がい福祉課】

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障がい者相談員を設置します。

49 地域相談支援事業(進路相談) <継続>

【障がい福祉課】

特別支援学校卒業予定者が希望に沿った適切な進路に進むことができるよう、 学校主催の進路相談に参画し、本人・保護者・学校・その他支援機関とともに相 談します。

50 指定特定相談支援給付事業<継続>

【障がい福祉課】

相談支援専門員が、障がい福祉サービス等の利用を希望する人に対して、適切な支援が受けられるよう相談し、サービス等利用計画を作成する計画相談支援サービスの支給を決定します。

施策 13 障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉計画のサービス見込み量を確保するとともに、誰もが安心して障がい福祉サービス等を利用できる体制を守ります。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

サービス等利用計画に基づく支給決定により、適切なサービス利用が確実に行われている。

代表指標

過去 5 年間で、利用を希望したサービスが社会資源不足により、支給決定 に対して利用できなかった件数(市民アンケート調査)

数値目標

期首値 未調査 期末値 〇件

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

51 自立支援給付(サービス)事業<継続>

【障がい福祉課】

サービス等利用計画に基づき、適切な支援を検討し必要な介護・訓練等のサービスを支給決定します。

52 診断書料助成事業<継続>

【障がい福祉課】

手帳の交付等に必要な診断書料の一部を助成します。

53 車いす貸与事業<継続>

【障がい福祉課】

市内の外出困難な人に対して一時的に車いすを貸し出します。

54 補装具給付費支給事業<継続>

【障がい福祉課】

身体障がいのある人が装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能 を補完できる場合に、国が指定する補装具を支給します。

施策 14 住まいの確保

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホーム等の整備を促進するとともに、障がいの特性を踏まえた生活環境の改善を支援します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

自分が選ぶ住まいで安心して快適に暮らすことが できるよう、適切に制度が運用されている。

代表指標	共同生活援助の利	用者数(3 月末時点)	
数値目標	期首値	52人	期末値	62 人

※障がい福祉計画との整合性を図っています。

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

- 55 民間心身障がい者福祉施設整備費補助金(グループホーム) <継続>【障がい福祉課】 地域課題の解消のため施設を整備する場合に、設置する法人に対して補助しま す。
- 56 身体障がい者住宅改造助成事業<継続> 【障がい福祉課】 住宅のバリアフリー化のため、身体障がいのある人が住宅を改造するとき、市の 専門職等が相談に応じ、改造費用の一部を助成します。
- 57 市営住宅の計画・修繕<継続> 【営繕課】 市営住宅の建て替えや修繕等に合わせて、住棟・住戸内への手すりの設置や段 差の解消などを行います。

施策 15 地域生活を支える社会資源の整備と活用

障がい福祉サービスに係る事業所の新規参入を促進するとともに、福祉人材の養成を図り、社会資源の充実に努めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

地域生活支援拠点が整備されている。

代表指標	地域生活支援拠点の整備状況			
数値目標	期首値	未整備	期末値	1 か所

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

58 民間心身障がい者福祉施設整備費補助事業(地域生活支援拠点) <新規>【障がい福祉課】 乙訓圏域での地域生活支援拠点(「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け 入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の機能をもつ拠点)を整備します。

59 障がい福祉人材養成事業<継続>

【障がい福祉課】

手話通訳者や要約筆記者の養成講座を開催し、相談支援専門員や介護職員初任者研修会の開催や開催支援など、障がい福祉人材の養成を図ります。

60 福祉の人材育成事業<新規>

【社会福祉課】

社会福祉に携わる人材を育成するため、福祉事務所において、社会福祉士等の 養成課程における社会福祉現場実習の受け入れを行うとともに、社会福祉主事資 格の取得に必要な講座について、受講者の推薦を進めます。

61 障がい福祉施設運営等支援事業<継続>

【障がい福祉課】

障がい福祉事業者に対して、利用者への支援内容の充実、安全な施設の維持・ 改善などに資する補助を行います。

62 地域相談支援事業(福祉有償運送) <継続>

【障がい福祉課】

福祉有償運送の実施を希望する事業者があった場合に、導入の必要性について運営協議会を設置し検討します。

施策 16 緊急時のサポート体制の充実

緊急時の安心生活サポートの体制を堅持します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

本人が在宅生活を続けられるよう緊急時の支援体制が保たれている。

代表指標

緊急一時支援を委託している事業者の数

数値目標

期首値 5か所 期末値 5か所程度

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

63 在宅障がい者一時保護事業<継続>

【障がい福祉課】

病気やけがなど、介助・介護を行っている家族の突発的な事情により、一時的 に在宅での生活が保てない事態が生じた際に、事業所に滞在・宿泊できる仕組み を保ちます。 - 施策 17│雇用・就労の促進

施策 18 福祉的就労の充実

「自分らしく働くことができる」まちを めざして

障がいのある人等が生きがいを持って働くことができるよう、 就業・生活支援センターが中心となり、就労支援に係る福祉と雇 用・労働の関係機関ネットワークの構築を推進します。

就労支援ネットワークを通して、企業啓発、職業訓練、就労の 機会づくり、マッチング支援、職場サポート、一般就労への移行 支援等を推進します。

就労訓練を行う事業所等が、障がいのある人等一人ひとりの適 性に合った仕事を見つけることができる環境整備を進め、疾病や 障がい等のために一般就労が難しい人に対して、住み慣れた地域 で適性に合った働く場所や活動場所を選択できる仕組みを作り ます。

ほっこりんぐ事業によるほっとはあと製品の販売促進や、障害 者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品・役務 の優先調達に努め、施設情報集約や受注体制の構築などに取り組 み、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めます。

施策 17 雇用・就労の促進

障がいのある人とない人が「ともに働く」ことが当たり前の雇用・就労環境 づくりを進めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

「働く意欲」のもと、より多くの障がいのある人等が様々な職域・職場でいきいきと働いている。

代表指標	長岡京市役所にお	ける障がい者雇用率	3	
数値目標	期首値	2.11%	期末値	2.3%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

64 障がい者雇用促進事業<新規>

【障がい福祉課】

障がい、障がいのある人、その就労についての企業啓発を行うとともに、障害 者雇用率制度の周知に努めます。

65 ユニバーサルマナー講座(企業対象)事業<新規> 【障がい福祉課】

しょうがい者就業・生活支援センター アイリスを中心に、ハローワーク等と連携して、企業等を対象とした「ユニバーサルマナー講座」を実施し、障がいのある人等への理解の促進と、就労におけるサポート体制の浸透を図ります。

施策 18 福祉的就労の充実

障がいのある人等が、「働く意欲」のもとで、生きがいを持って社会参加できるよう、自主製品等の受注促進及び販路拡大などを通じて、施設内作業充実と工賃向上を目指し、福祉的就労の充実に努めます。

<達成目標と代表指標>

5 年後に 実現したい まちやひとの姿

ほっこりんぐ等の活動が広がって、「働く意欲」が 向上している。

代表指標	障がい者福祉的就労の平均工賃(月額)				
数値目標	期首値	23,000円	期末値	34,000円	

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

66 ほっこりんぐ事業<継続>

【障がい福祉課】

市役所等において、就労支援施設等からの物品・役務の優先調達を拡大することで、施設利用者の工賃向上を図るとともに、併せて、障がい者就労についての市民啓発の活動とします。

67 福祉的就労通所交通費助成事業<新規>

【障がい福祉課】

個人の適性と能力に合った働き方が選べるよう、乙訓圏域外への通所を要する利用者に対し、交通費負担の軽減策などを検討します。



- 施策 19 - 文化・芸術活動の活性化と推進

· 施策 20 スポーツ活動の振興

「文化芸術・スポーツ活動を楽しむことができる」まちを めざして

障がいの特性に応じて、どのような機会が提供できるのかを検 討し、音楽や美術など文化・芸術に親しみ、創作活動を行う場所 や発表の機会などの充実を図り、文化・芸術活動を行う障がいの ある人の拡大につながるよう取り組んでいきます。また、市の行 事等はより多くの人が参加しやすい催しを企画するよう関係各 所に働きかけていきます。

体力と健康の維持向上のため、身近な地域で参加できるスポー ツ行事等を継続的に開催していきます。また、2020 年のオリ ンピック・パラリンピック東京大会に向け、障がい者スポーツの 取組み等の情報収集と情報発信を行うことで、障がい者スポーツ への理解・普及啓発を図り、障がいのある人もない人も一緒に楽 しむ機会や場の確保に努めます。

施策 19 文化・芸術活動の活性化と推進

障がいのある人等が、文化・芸術にふれる機会や作品を発表する機会を充実させ、文化・芸術活動を通じた積極的な社会参加を促進します。

<達成目標と代表指標>

5 年後に 実現したい まちやひとの姿

身近で文化・芸術にふれる機会が増えて、 生活にうるおいや充実を感じる人が増えている。

代表指標

「身近で文化・芸術にふれる機会があり、生活にうるおいや充実を感じる」 と回答した障がいのある人等の割合(市民アンケート調査)

数値目標

 期首値
 未調査
 期末値
 60%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

68 障がい者文化教室等委託事業<継続>

【障がい福祉課】

障がいのある人の外出の機会を増やし、文化・芸術活動や「障がい者アート」 を促進するため、「障がい者文化教室」等を開催します。

69 定期講座開設事業 (聴覚言語障がい者学級) <継続> 【中央公民館】

聴覚言語障がいのある人の学習意欲の向上を目的として「聴覚言語障がい者学級」を開催し、学習の機会を提供します。また、教室参加者が計画期間以降においても自主的に事業を行うことができるよう支援します。



施策 20 スポーツ活動の振興

障がいのある人とない人が、ともに汗をかき、スポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、地域交流の場を広げていきます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

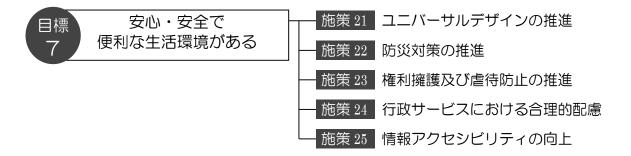
スポーツを通じたふれあい・交流を楽しむ人が増え ている。

代表指標	障害者ふれあいひろばへの長岡京市からの参加者数				
数値目標	期首値	64 人	期末値	100人	

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

- 71 京都府ふれあいひろば事業<継続> 【障がい福祉課】 市内の障がいのある人が市外の様々な人と触れ合う機会となる、京都府障害者 ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」に参加しやすいよう取り組みます。





「安心・安全で便利な生活環境がある」まちを めざして

障がいのある人もない人も誰もが安全・快適に利用できるよう ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、 道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めていきます。

防災対策として、障がいの特性に応じた情報提供や避難所における要援護者のためのスペースの確保など、必要な配慮が行われるよう、地域での防災訓練に障がいのある人等が一緒に参加しながら検討を進めます。

成年後見制度などを必要な人が活用できるよう支援するとともに、啓発活動を通して市民への浸透を図ります。また、乙訓障がい者虐待防止センターを中心に障がい者虐待の未然防止に関する啓発と、虐待ケース等への迅速かつ適切な支援体制を推進します。

障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、市職員対応要領作成や市民への普及・啓発等を推進するため、本市独自の条例の制定に向け、具体的な取組みを検討します。

情報アクセシビリティの向上を図り、聴覚や視覚の障がいがある人等が、必要な情報を入手しやすいよう、各方面からの情報発信について最適な方法で実施し、情報発信体制全体から障壁をなくすよう努めていきます。

特に、「手話は言語である」という認識のもと、手話の理解・ 普及をすすめ、手話による情報保障が行き届く環境の整備に引き 続き取り組んでいきます。

施策 21 ユニバーサルデザインの推進

誰もが気持ちよく利用できるよう、あらかじめ多様なニーズを想定し「バリアを最初から作らない」「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

市内の公共施設がユニバーサルデザインに配慮されて、誰もがより使いやすくなっている。

代表指標小中学校などの地域防災拠点における多目的トイレの設置数達成目標期首値13室期末の状態16室

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

72 小(中)学校施設安全快適整備事業<充実>

【教育総務課】

小・中学校は地域防災拠点でもあるため、障がいのある人でも利用しやすいよう、小・中学校のトイレのバリアフリー化を推進します。

73 市庁舎建替及び周辺整備事業<新規>

【管財課】

ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、新しい庁舎の建築計画を進めます。

74 公園緑地整備事業<継続>

【公園緑地課】

「長岡京市都市公園条例」の基準に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した 公園のバリアフリー化を進めます。

75 阪急長岡天神駅周辺整備<継続>

【まちづくり政策監】

「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づき、阪急長岡天神駅を中心とした地区の整備方法をユニバーサルデザインに配慮しつつ検討します。

76 開発指導事業<継続>

【都市計画課】

公共施設及び民間施設の管理者に対して、建物の新築・建替の際にユニバーサルデザインに配慮した整備・改良を進めるよう「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき要請します。

77 長岡京駅前線整備事業<継続>

【まちづくり政策監】

街路事業の実施に伴い、誰もが安全で快適に通行できるよう、段差の少ないゆ とりある歩道の整備を行います。

78 舗装復旧・側溝改良事業及び交通安全施設整備事業<継続> 【土木課】

歩行者等の安全・快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅、段差や急勾配の解消、側溝整備、交通安全施設の整備等を計画的に行います。

79 公共交通基盤整備事業 < 促進 >

【交通対策課】

交通バリアフリー化に向けて、ノンステップバスの導入等に関して、バス事業者への支援を行います。

施策 22 防災対策の推進

防災対策と発災時の避難支援について、地域の意識向上を目指し、障がいのある人が参加する防災訓練を取り入れ、共助・自助への支援に取組み、公助の役割を明確にして、障がいのある人等の災害への備えの強化を図ります。

<達成目標と代表指標>

5 年後に 実現したい まちやひとの姿

防災への意識が高まり、地域の支えあいに根ざした 災害時への備えが進んでいる。

代表指標災害時要配慮者支援制度の名簿における同意率数値目標期首値38%期末値50%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

80 防災訓練等実施事業<充実>

【危機管理監】

防災意識の高揚と災害対応力の向上を図り、災害時に地域の要配慮者を把握して、安否確認等に対応できるよう、障がい者が参加する市民主体での防災訓練を 実施します。

81 災害時要配慮者支援体制づくり推進事業<継続>

音声電話やファックスで発信し、避難行動等を支援します。

【社会福祉課】

災害対策基本法における避難行動要支援者名簿(本市における災害時要配慮者名簿)の整備と精度の向上を進めます。あわせて、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などとの連携により、避難支援プラン(個別計画)の策定を進めます。

82 視覚障がい者・聴覚障がい者への災害時情報提供事業<継続> 【障がい福祉課】 聴覚・視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等を

83 自主防災組織育成事業〈充実〉

【危機管理監】

災害時に、身近な地域で要配慮者等に対する救援等が迅速に行えるよう、地域の自主防災組織の育成、強化に努めます。

84 難病患者等の災害時の支援<継続>

【障がい福祉課】

医療依存度の高い在宅患者や重度難病のある人等に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、地域防災計画に基づき、具体的な支援計画を作成します。

施策 23 権利擁護及び虐待防止の推進

障がいのある人等の権利が確実に守られるよう、権利擁護を必要とする知的 障がいや精神障がいのある人への適切な制度運用や、障がいのある人等への虐 待の予防、早期発見、早期対応に努めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

障がいのある人等の権利を守る仕組みが より周知されている。

代表指標	虐待防止センター	の年間相談件数		
数値目標	期首値	8件	期末値	30件

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

85 成年後見制度利用支援事業〈充実〉

【社会福祉課】

成年後見制度の利用促進を図ります。また、身寄りがないなどの理由で成年後 見審判の申し立てをする人がいない人については、市長が本人に代わって審判の 申し立てを行うほか、収入により成年後見人等の報酬を助成します。

86 障がい者虐待一時保護委託事業<継続>

【障がい福祉課】

障がい者虐待により保護の必要がある場合に契約事業所内で一時的に生活できるようにします。

87 乙訓福祉施設事務組合運営事業(乙訓障がい者虐待防止センター) <継続>【障がい福祉課】 虐待防止及び養護者支援に関する広報その他の啓発活動を行う虐待防止センターを乙訓福祉施設事務組合に設置し、センターと市が連携し、通報・届出の受理、 障がいのある人等及び養護者に対する相談・指導・助言を行います。

施策 24 行政サービスにおける合理的配慮

市の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮が適切に提供できるよう、対応要領作成や市職員向け研修会を実施し、バリアフリー化を着実に進めます。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

行政サービスや市の行事、政策決定過程において、障がいのある人等の参画機会が確保されている。

代表指標	障がいへの理解を	深めるための職員研	ff修の実施回数	
数値目標	期首値	2回	期末値	5回

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

88 ユニバーサルマナー講座実施事業(行政対象) <新規> 【障がい福祉課】 「障がい」に関する研修・啓発プログラムを体系化し、職員を対象として継続的に活用します。

89 人事管理事業<継続>

【職員課】

市役所の窓口等に手話のできる職員を配置します。また、職員が、障害者差別解消法に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。

90 職員研修事業<継続>

【職員課】

京都府等が実施する手話講座・研修に職員の手話学習を目的として職員を派遣します。

91 カウンターサービス事業 <継続>

【図書館】

身体障害者手帳 $1\sim3$ 級、また、療育手帳を所持する人に対して、図書貸出期間を延長します。また、図書館録音室等において、視覚障がいのある人に対してボランティアによる対面朗読を実施します。

92 各選挙事業 < 継続 >

【総務課】

投票が困難な障がいの投票機会確保のため郵便投票の周知、指定施設での不在 者投票等の実施、スロープや車いす使用者の記載台を設置するなど投票所のバリ アフリー化、視覚障がいのある人を対象に、投票所入場券に点訳シールを貼付し て送付する等、情報提供の配慮を実施します。

施策 25 情報アクセシビリティ6の推進

誰もが簡単に行政情報等にアクセス(到達)できるよう、様々な障がいの特性を踏まえた対応の充実を図ります。

<達成目標と代表指標>

5年後に 実現したい まちやひとの姿

行政の情報発信体制が充実し、必要な情報がより入 手しやすくなっている。

代表指標「行政からの必要な情報が入手しやすい」と回答した障がいのある人等の割合(市民アンケート調査)数値目標期首値未調査期末値50%

〈この施策のもとで取り組む主な事業〉

- 93 障がい福祉庶務管理事業(障がい者福祉のしおり) <充実> 【障がい福祉課】 障がいに関する制度や相談及びサービス提供についての情報を掲載した「障が い者福祉のしおり」について、掲載内容の充実に努めます。
- 94 障がい者の意思疎通支援事業(支援者・設備面) <継続> 【障がい福祉課】 聴覚障がいがある人等の意思疎通の困難に対応する支援員(手話通訳者・要約 筆記者等)を派遣するとともに、関係機関と連携し、公共性の高い施設等にユニ バーサルデザインに配慮した機器(情報保障機器)の整備を促進します。
- 95 **障がい者の意思疎通支援事業(情報発信面) <継続> 【障がい福祉課】** ボランティアの協力を得て、市役所からの郵便物に通知内容や部課名を点字印 刷するなど、視覚障がいのある人の特性に配慮した情報提供に努めます。
- 96 情報発信体制のバリアフリー化事業<継続> 【情報広報課】 視覚や聴覚の障がいのある人に対して、広報長岡京に掲載される情報を、ボラ

祝見や職見の噂がいのめる人に対して、広報長両泉に掲載される情報を、ボブンティアの協力による点字化・音声化により提供します。また、市役所各課がホームページで配信する情報の表現等について、適切な形となるよう指導します。

^{6【}情報アクセシビリティ】障がいのある人等を含む誰もが自由に情報を取得、利用できる状態のこと

第5章

計画の推進

計画の推進においては、以下の点を重視します。

(1)連携体制の充実

本市では、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、京都府、近隣市町、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や乙訓障がい者基幹相談支援センター、乙訓圏域内の各相談支援事業所、乙訓圏域を中心とした各サービス提供事業所等との連携のもとで、乙訓圏域の障がい福祉支援体制等の課題を共有し計画を推進していきます。

長岡京市独自の課題についても、長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会や長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等を主な検討の場とし、各関係機関等との連携体制を通じて解消を図っていきます。

Plan

(計画)

Check

(評価)

Do

(実行)

Act

(改善)

(2)計画の進行管理

PDCA サイクル⁷の考え方(右図参考)のもとで、年に1回以上、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において、達成指標として掲げた内容等を中心とした実績の報告を受け、障がい者施策等の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。

(3)障がい福祉計画との整合

平成27年3月に策定した障がい福祉計画(第4期計画)においては、本市の障がい福祉の課題の解消につなげるため必要なサービス量や具体的方策を定めており、本計画の推進と合わせて取り組みます。

(4)国・府への働きかけ

課題解消のために、法制度の改正や報酬の適正化、市単独よりも広域的な事業実施が効果的であると判断したものについては、国や府へ安定した財政支援等の要望等を行います。

また、厳しい財源状況にある中、各施策の推進にあたっては、財源の確保も重要です。施 策の進行を適正に行うために、国や府にも一定の負担を求めていきます。確実な財源措置が 行われるよう、引き続き国・府に対して必要な要望を行っていきます。

⁷ 【PDCA サイクル】事業の管理を円滑に行うための手法。Plan(計画)Do(実行)Check(評価) Act(改善)を繰り返すことで継続的な改善を図ります。

≪資料編≫

長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会 概要

①開催経過

回数	日時	議事
第1回	平成27年6月30日(火) 午後1時30分~3時40分	○長岡京市障がい福祉計画(第4期計画)の策定報告について ○長岡京市障がい福祉計画(第三期計画)の総括(案)について ○第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画の進捗概況について ○第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画の骨子案について
第2回	平成27年10月6日(火) 午後1時30分~3時50分	〇第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画の素案について
第3回	平成 27年 11月 27日(金) 午後 1時~3時 50分	○第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画の素案について ○意見公募手続き(パブリックコメント)の実施について
第4回	平成 28 年 2 月 22 日 (月) 午後 1 時 30 分~3 時 4 0 分	〇第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画の最終案について 〇意見公募手続き(パブリックコメント)の結果について

②委員名簿(五十音順•敬称略)

平成28年3月現在

		119	120年0万511
	選出団体等の名称	氏名	
委員	相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル	石田	早苗
部会長代理	長岡京市社会福祉協議会	岩﨑	義典
委員	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」	奥田	英太郎
委員	長岡京市知的障がい者相談員	松本	正義
委員	乙訓障害者福祉を進める連絡会	酒井	由美子
委員	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	坂本	忍
委員	乙訓医師会	髙畑	前邑——
部会長	華頂短期大学	武田	康晴
委員	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	長藤	登
委員	市民公募	鯰江	幸子
委員	乙訓やよい会	西村	くみ子
委員	市民公募	牧	由紀子
委員	京都府立向日が丘支援学校	西野	園枝
委員	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好	俊昭
委員	乙訓ひまわり園地域連携室	村山	史洋
オブザーバー	長岡京市教育委員会	宮脇	好子
オブザーバー	乙訓ポニーの学校	渡辺	三知雄

[※]オブザーバー委員とは、専門分野に関する意見を聞くための委員のこと。

長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、長岡京市 における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向 性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。 (所掌事項)

- 第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
 - (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
 - (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
 - (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
 - (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。 (構成等)
- 第3条 推進委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会 長を置いたときは、会長が会議を進行する。
- 2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

- 第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。
 - (1) 健康づくり部会
 - (2) 児童福祉部会
 - (3) 障がい福祉部会
 - (4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者(児) 福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

- 第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健福祉サービスの利用者
 - (3) 保健福祉サービスの提供者
 - (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (5) 市民公募による者
 - (6) その他市長が必要と認めた者
- 2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。
- 5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

- 第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会 長を置いたときは、部会長が会議を進行する。
 - (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
 - (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
 - (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
 - (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課
- 2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)
- 第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、 各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。
 - (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
 - (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
 - (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
 - (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

	用語	意味
あ	アウトリーチ	援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助 のニーズが不明確な場合にはこうしたアウトリーチ活動によって潜在的なニ ーズを把握し、応えていくことが重要である。
	インクルーシブ教育	障がいのある人とない人がともに学ぶこと。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要。
	インクルーシブ保育	障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに幼稚園や保育園に在籍 しているだけではなく、ともに育ちあうような質を持った保育。
	うつ病	気分障がいの一種であり、抑うつ気分、意欲・興味・精神活動の低下、焦燥、食欲低下、不眠、持続する悲しみ・不安などを特徴としたもの。
	NICU	Neonatal Intensive Care Unit の略。新生児特定集中治療室。低出生体重児(未熟児)や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を 24 時間体制で提供する。
か	基幹相談支援センター	障害者総合支援法第77条の2に基づく地域における相談支援の中核的な 役割を担う機関として設置されるセンター。
	教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりの二一ズに応じた適切な就学を支援する場。市町村や都道府県の教育委員会が保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして行う。
	教育相談	一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その 望ましい在り方を助言する場。
	矯正施設	犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う 施設のこと。
	京都府福祉のまちづくり条例	京都府が高齢者や障がいのある人をはじめ全ての人が安心して快適に生活できるまちづくりを実現するため、平成7年に制定した条例。福祉のまちづくりを推進している。また、この条例では、多くの人が利用する施設等のバリアフリー化とともに、多様な人が互いを理解し、ともに支え合う「こころのバリアフリー」も推進している。
	グループホーム	障がいのある人が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた 環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。 障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。
	ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高次脳機能障害	高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情(情動)を含めた精神(心理)機能を総称する。病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、この機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。
	交通バリアフリー基本構想	ユニバーサルデザインの考え方を基本として、「歩きたくなるまちづくり」を 推進し、公共施設や駅・道路などの総合的なバリアフリー化を目指し、誰も が安全・快適に電車やバスを利用して移動できるような環境を整備するた め、重点整備地区における基本方針、整備事項などをまとめたもの。

	用語	意味
か	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
	国民病	国民の多数に蔓延して体位・体力を低下させ、生産性を減退させるなど、社会に悪影響を及ぼすような病気。
さ	支援ファイル	乳幼児期から成人期までの健やかな成長を、切れ目なく、総合的に必要な支援ができることを目的に、子どもの時からの出来事や診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを綴るもの。学校に入学する時や就職するとき等に本人(保護者)が、「支援ファイル」を提示することで、本人についての説明を簡略化できる。また、疾病や発達に課題のある子ども一人ひとりを関係機関(医療・保健・福祉・教育・労働)が連携して効果的に支援するための道具(ツール)となる。
	作業療法士 (OT:Occupation Therapist)	身体や精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、手先 や目の動き等の応用的動作能力又は適応能力の回復や維持及び開発を 促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専門職。
	自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障がい。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障がいの一種と考えられている。
	自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担 額を軽減する公費負担医療。
	就労継続支援	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うA型と、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うB型の2種類のサービス。
	障害支援区分	市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
	障がい者(児)福祉基本 計画	障がい者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画であり、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービスなど幅広い分野から、障がい福祉施策を総合的に推進するための計画。
	障害者の権利に関する 条約	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は平成19年に署名し、平成26年に批准した。
	障害者基本法	障がいのある人のための法律や制度について基本的な考え方を示す法。 「障害者の権利に関する条約」の考え方に合わせ、平成23年に改正された。
	障害者自立支援協議会	相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者(児)及び難病等患者の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤 整備と利用に関する総合調整を行う協議会。
	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律	平成25年度に障害者自立支援法が改正され施行した法律。略称は障害者総合支援法。改正内容としては障がい者の範囲に難病のある人が加えられたことなどがある。

	用語	意味
5	障害者週間	毎年12月3日から9日までの1週間。障害者基本法第9条に基づき、「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため」当該期間に設けられている。
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
	市町村障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法第32条に基づき、通報・虐待の届出を受理し、虐待防止のための相談・指導・助言を行い、障がい者虐待に関する広報活動を行うため、設置されている施設。
	指定難病	原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働 大臣が指定したもの。この指定難病にかかり、認定基準を満たした方に、 京都府は医療費助成を行っている。
	情報アクセシビリティ	障がいのある人等を含む誰もが自由に情報を取得し、利用できる状態。
	心理検査	心理的特性の測定・評価を目的とする検査の総称。知能検査・性格検査な ど。
	生活習慣病	生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。高血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満など。
	先天性疾患	出生時から存在する疾患の総称。
	早期療育	早期に、適切な医療的リハビリテーション、指導訓練などの療育を行うこと。障がいの軽減及び基本的な生活能力の向上を図ることができる。
た	卓球バレー	京都発祥の障がい者スポーツ。卓球の道具を使う、バレーボールに似たルールのチーム競技。
	短期入所(ショートステ イ)	自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合など に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障が い福祉サービス。
	地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。
	地域包括支援センター	平成 18 年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。

	用語	意味
	特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある子どものために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。子どもは障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある子どもで特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。
	特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚、聴覚、知的、肢体不自由の障がいのある子どもまたは病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいのある子どもに対する教育について、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006(平成 18)年の学校教育法の改正により創設された。
	地域コミュニティ	地域に住む住民同士のつながり、集団。
	地域生活支援拠点	「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の機能をもつ拠点。平成29年度末までに各市町村又は各圏域に対し、少なくとも1か所整備することが求められている。
	地域定着支援	障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がいのある 人に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供 与する障がい福祉サービス。
な	難治性疾患	症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる影響がある疾患。
	日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類がある。 ①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、 ④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費
	二次障がい	抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうもの。
	認知症	後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が不可逆 的に低下した状態である。犬や猫などヒト以外でも発症する。
	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
	ノンステップバス	リフトバスとは異なり、車イス使用者はもちろん、足の不自由な高齢者をは じめとした全ての人が利用しやすい汎用性の高いユニバーサルデザイン (次ページ参照)に配慮された車両。
は	発達支援保育	障がいのない子どもとともに集団保育を行うことで、発達に課題のある子ど もの発達を援助し、福祉の増進を図ることを目的とした保育。
	発達障害者支援法	自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律。平成16年12月10日公布、平成17年4月1日施行。
	バリアフリー	障がいのある人等の社会参加の障壁となるもの全般が取り除かれた状態 をつくっていくこと。

	用語	意味
は	バリアフリー新法	高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを進めるため、旅客施設及びその徒歩圏内の経路を対象とする交通バリアフリー法と、一定の建築物の新築等を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもので、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。平成 18 年 12 月施行。
	ピアカウンセリング	障がいのある人でカウンセリング技術を身につけた人が、自らの体験に基づいて、同じような立場にあるほかの仲間たちの相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。
	福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。
	プレイセラピー	遊びを用いて子どもの心の病気を治療する精神療法。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う児童福祉サービス。
	防災ハザードマップ	地震や風水害に関する最新の情報、内水はん濫による浸水想定箇所やその他様々な災害に関する知識と備えをまとめたもの。
	法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合(「法定雇用率」ともいう)。2013(平成25)年4月1日からは、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。
ま	マンパワー	福祉分野を支える人材、人的資源。
ゃ	ユニバーサルデザイン	日常生活に用いる工業製品を、できるだけ多くの人が利用できるようにつくること。都市や生活環境、道具等に対する多様な人が気持ちよく利用できるようなデザイン。
	ユニバーサル社会	年齢・性別・障がいの有無・文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりの持っている力を 発揮して元気に活動できる社会のこと。
'n	ライフステージ	人生の各段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられ る。
	リハビリテーション	障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけではなく、障がいのある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

市民アンケート結果

(1)回答者属性

「男性」が約5割、女性が4.5割とやや男性が多くなっています。

[60 歳代] が最も多く約2割、次いで「70 歳代」「80 歳代以上」が1.5割などとなっています。

「独居」は1割強、同居している人は「配偶者」が最も多く約4割、次いで「父母」が約3割、「子ども」が約2割などとなっています。

(2) 日常生活での介助について

「全部介助が必要」なことは、全体では「お金の管理」が最も多く、次いで「薬の管理」、「外出」となっています。また三障がい共通して「外出」「お金の管理」、「薬の管理」が上位となっています。「一部介助が必要」なことについては、「身体障がい」では「外出」、「知的障がい」では「家族以外の人に自分の考えを伝えること」、「精神障がい」では「家族以外の人に、自分の考えを伝える」「お神障がい」では「家族以外の人に、自分の考えを伝える」「お金の管理」が最も多くなっています。

全部介助が必要なこと

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	(n=1, 142)	(n=749)	(n=247)	(n=218)
第1位	お金の管理	外出	お金の管理	薬の管理
	22.1%	21.8%	53.0%	19.3%
第2位	薬の管理	お金の管理	薬の管理	お金の管理
	21.4%	19.2%	51.0%	18.3%
第3位	外出	薬の管理	外出	外出
	18.1%	18.8%	28.7%	13.3%

(3) 障がいの状況について

身体障害者手帳は約7.5割が所持しており、「1級」が約2割、「2級」から「4級」が1割から1.5割、「5級」(6級」は1割以下となっています。「17歳以下」「18~64歳」「65歳以上」の年齢別にみると、どの年代も「1級」が最も多く、「17歳以下」「18~64歳」では「2級」が、「65歳以上」では「4級」が2番目に多くなっています。身体障害者手帳の所持の主たる障がいは「肢体不自由」が最も多く約5割、次いで「内部障がい」が3割弱となっています。

療育手帳は約2割が所特しており、「A 判定」「B 判定」ともに約1割となっています。

精神障害者保健福祉手帳は約3割が所持しており、「2級」が最も多く約1割となっています

発達障害として診断を受けた人は1割強、「17歳以下」では約2割となっています。

難病認定を受けている人は1割弱となっています。

(4) 住まいや暮らしについて

「家族と暮らしている」が最も多く7割強、次いで「一人で暮らしている」が1割強となっています。すた、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」はそれぞれ1割以下となっています。

将来の暮らし方について、「福祉施設で暮らしている」人は「今のまま生活したい」が最も多く 6割強 (37 人)、次いで「家族と一緒に生活したい」が2割強 (13 人) などとなっています。「病院に入院している」人は「家族と一緒に生活したい」が最も多く3.5割強 (12 人)、次いで「今

のまま生活したい」「グループホームなどを利用したい」が2割弱 (6人) などとなっています。 地域で生活するためにあるとよい支援は、「全体」では「必要な福祉サービスが適切に利用できる

地域で生活するためにあるとよい支援は、「全体」では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が最も多く、三障がいに共通して「必要な福祉サービスが適切に利用できること」「生活に必要なお金の負担が軽減されること」「緊急時に助けてくれる人がいること」が上位となっています。また、「身体障がい」「知的障がい」は「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が最も多く、「精神障がい」では「生活に必要なお金の負担が軽減されること」が最も多くなっています。

■ 地域で生活するためにあるとよい支援

	全本	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	(n=1, 142)	(n=413)	(n=233)	(n=135)
	必要な福祉サービ	必要な福祉サービ	必要な福祉サービ	生活に必要なお金
4	スが適切に利用で	スが適切に利用で	スが適切に利用で	の負担が軽減され
五 -	なること	みること	そろこと	ること
	64.2%	65.4%	68.2%	72.6%
	生活に必要なお金	生活に必要なお金	緊急時に助けてく	必要な福祉サービ
サウサ	の負担が軽減され	の負担が軽減され	れる人がいること	スが適切に利用で
ガッ米	ること	ること		なってい
	61.0%	56.2%	67.8%	63.0%
	緊急時に助けてく	緊急時に助けてく	生活に必要なお金	緊急時に助けてく
世の世	れる人がいること	れる人がいること	の負担が軽減され	れる人がいること
対の張			ること	
	56.1%	55.7%	66.5%	58.5%

現在の生活で困っていることや不安に思うことは、「全体」では「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、三障がいに共通して「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安である」が上位となっています。「知的障がい」では介助者や地域の中に親しい人がいないなど「人」に関わることが、「精神障がい」では経済的なことが上位となっています。

現在の生活で困っていることや不安に思うこと

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	(n=1, 142)	(n=425)	(n=232)	(n=136)
	自分の健康や体力	自分の健康や体力	将来的に生活する	自分の健康や体力
	に自信がない	に自信がない	住まい、または施設	に自信がない
第1位			があるかどうか不	
			安である	
	37.6%	39.5%	53.0%	47.8%
	将来的に生活する	将来的に生活する	家族など介助者の	将来的に生活する
	住まい、または施設	住まい、または施設	健康状態に不安が	住まい、または施設
第2位	があるかどうか不	があるかどうか不	ある	があるかどうか不
	安である	安である		安である
	34. 1%	29. 4%	30.2%	40.4%
	家族など介助者の	家族など介助者の	地域の中に親しい	生活に必要なお金
世の世	健康状態に不安が	健康状態に不安が	人がいない	が足りない
対の米	ある	\$5		
	24.5%	27.1%	25.9%	33. 1%

5)日中活動や就労について

外出の際に困ることや外出をとりやめた理由は、「発作など突然の体調不良が心配である」が最も多く3割強、次いで「道路(歩道)や駅に階段や段差が多い」「困った時にどうすればいいのか心配である」が約3割、「電車やバスの乗り降りが難しい」が3割弱となっています。

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人は2割弱であり、勤務形態は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多く約3.5割、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が3割強などとなっています。

働く意欲がある人は4割強、このうち実際に就労している人は5割弱となっています。

障がい者の就労支援として必要なこととして、「職場の障がい者理解」が最も多く約 6.5 割、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が約 6 割、「短時間勤務や勤務日数、時間差出勤等の配慮」が約 4.5割などとなっています。

(6) 障がい福祉サービスの利用状況と利用意向

利用しているサービスは「計画相談支援・障がい児相談支援」が最も多く約1.5割、次いで「移動支援」「日常生活用具等給付」が約1割となっています。

利用意向は「全体」では「移動支援」が最も多く約3割、次いで「計画相談支援・障がい児相談支援」が3割弱、「相談支援」2.5割強、「短期入所」「自立訓練」が約2.5割などとなっています。また、三障がいに共通して「移動支援」が上位となっています。

■ 障がい福祉サービスの利用意向

	金本	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	(n=1, 142)	(n=749)	(n=247)	(n=218)
第1位	移動支援 30.8%	移動支援 30.8%	計画相談支援・ 障がい児相談支援 57.5%	移動支援 33.7%
第2位	計画相談支援· 障がい児相談支援 28.3%	日常生活用具等 給付 30.4%	成年後見制度 利用支援 49.0%	計画相談支援・ 障がい児相談支援 29.2%
第3位	相談支援 27.6%	居宅介護 26.3%	相談支援 47.8%	相談支援 28.5%
第4位	短期入所 26.4%	短期入所 25.5%	共同生活援助44.9%	短期入所 28.4%
第5位	自立訓練 25.6%	生活介護 25.0%	移動支援 42.5%	自立訓練 26.1%

(7) 相談相手について

悩みや困ったことの相談先は「家族や親せき」が最も多く 7.5 割弱、次いで「かかりつけの医師や看護師」が「友人・知人」が3割弱などとなっています。

(8)権利擁護について

障がいがあることで差別を受けた、または嫌な思いをしたことがある人は約3.5割となっています。 (「ある」「少しある」の合計)また、そのような経験をした場所は「学校・職場」が最も多く約4.5割、次いで「近所」が約2.5割、「住んでいる地域」が2割強となっています。 成年後見人制度について「名前も内容も知っている」は約 3.5 割、「名前も内容も知らない」が約5.5 割となっています。

(9) 災害時の避難等について

災害時の一人での避難について、「できる」と「できない」が4割弱、「わからない」が約2割となっています。「身体障がい」「知的障がい」で「できない」が最も多く、「知的障がい」が5.5割強、「身体障がい」が約4割となっています。「精神障がい」で「できる」が最も多く4.5割となっています。

近所に自分を助けてくれる人がいるかについて、「いる」が2割強、「いない」が4割弱、「わからない」が3割強となっています。三障がいに共通して「いない」が最も多く、「知的障がい」「精神障がい」が8割、「身体障がい」が3割強となっています。

災害時に障がいがあることで困ることや心配なことは、「身体障がい」「知的障がい」では「安全なところまで、すばやく避難することができない」が最も多く、「精神障がい」では「治療が受けられない、薬がもらえない、 医療的ケアが受けられない」が最も多くなっています。

■ 災害時に障がいがあることで困ることや心配なこと

1	16825		J	
	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	(n=1, 055)	(n=433)	(n=228)	(n=136)
	安全なところまで、	安全なところまで、	安全なところまで、	治療が受けられな
	すばやく避難する	すばやく避難するこ	すばやく避難する	い、薬がもらえな
第1位	ことができない	とができない	ことができない	い、医療的ケアが受
				けられない
	48.5%	55. 2%	62.3%	%0.09
	治療が受けられな	治療が受けられな	避難場所の生活環	避難場所の生活環
	い、薬がもらえな	い、薬がもらえない、	境(他人との関わり	境(他人との関わり
第2位	い、医療的ケアが受	医療的ケアが受けら	等)が不安	等)が不安
	けられない	れない		
	44. 7%	45.0%	58.3%	48.8%
	避難場所の設備(ト	避難場所の設備(ト	周囲とコミュニケ	周囲とコミュニケ
年った	イレ等)が不安	イレ等)が不安	ーションがとれな	ーションがとれな
対の米			١١,	`^
	41.2%	41.8%	54.4%	40.4%

事業所アンケート結果

1. 障がい福祉サービスの提供状況と今後の計画

(1) 各サービスの提供事業所数と今後の計画

サービス提供事業所は「航労継続支援(B型)」が最も多く28件、次いで「生活介護」が25件、「居宅介護」が22件、「移動支援」が19件、「重度訪問介護」が18件などとなっています。 こ訓圏域内で今後の増員・新規参入を予定しているサービスは「共同生活援助」「計画相談支援」が2件、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「障害児相談支援」が1件となっています。

■各サ―ビスの提供事業所数

				3順2	乙訓圈域内
		予定施設数(合計)	定員数(60計)	施設数	定員数
居宅介護	22	3	35	1	20
重度訪問介護	18	e	7	1	2
行動援護	12	2	12	1	2
同行援護	9	-	5	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	25	5	158	_	5
自立訓練(機能訓練)	2	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	S	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	_	0	0	0	0
就労移行支援	9	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	6	4	100	0	0
就労継続支援(B型)	26	-	20	0	0
療養介護	2	0	0	0	0
短期入所	11	2	14	0	0
共同生活援助	12	3	54	2	23
施設入所支援	13	-	48	0	0
計画相談支援	17	4	189	2	89
地域移行支援	7	-	2	0	0
地域定着支援	4	1	12	0	0
移動支援	19	2	15	0	0
地域活動支援センター	7	_	12	0	0
訪問入浴サービス	_	0	0	0	0
日中一時支援	4	0	0	0	0
生活サポート	_	0	0	0	0
児童発達支援	9	0	0	0	0
医療型児童発達支援	-	0	0	0	0
放課後等デイサービス	4	2	15	0	0
保育所等訪問支援	2	-	5	0	0
障害児相談支援	9	1	2	1	2

[※] 今後増員・新規参入予定であると回答した事業所のうち「今後の増員・新規参入予定の定員数」が未記入の場合がありました。そのため、定員数は回答があった分のみの集計となっています。

(2) 具体的な時期や規模は未定だが平成32年までに参入を検討しているサービス

「計画相談支援」が最も多く10件、次いで「共同生活援助」が6件、「同行援護」が5件、「行動接護」「生活介護」「就労継続支援(B型)」が4件などとなっています。

■平成32年までに参入を検討しているサービス

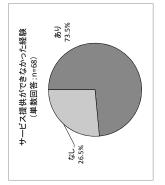
(複数回答;n=29)

	実数	比率(%)
居宅介護	1	3.4
重度訪問介護	_	3.4
行動援護	4	13.8
同行援護	2	17.2
重度障害者等包括支援	0	0.0
生活介護	4	13.8
自立訓練(機能訓練)	0	0.0
自立訓練(生活訓練)	0	0.0
宿泊型自立訓練	0	0.0
就労移行支援	8	10.3
就労継続支援(A型)	3	10.3
就労継続支援(B型)	4	13.8
療養介護	0	0.0
短期入所	2	6.9
共同生活援助	9	20.7
施設入所支援	0	0.0
計画相談支援	10	34.5
地域移行支援	0	0.0
地域定着支援	1	3.4
移動支援	2	6.9
地域活動支援センター	_	3.4
訪問入浴サービス	0	0.0
日中一時支援	-	3.4
生活サポート	-	3.4
児童発達支援	2	6.9
医療型児童発達支援		3.4
放課後等デイサービス	3	10.3
保育所等訪問支援		3.4
障害児相談支援	-	3.4
その他	3	10.3
수計	09	206.9

2. 障がい福祉サービスの受け入れの現状について

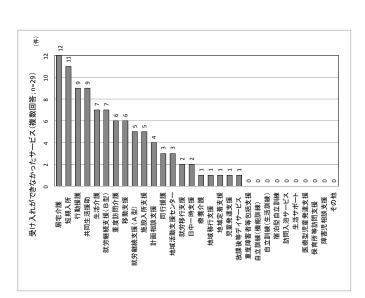
(1) 利用者からの依頼に対してサービス提供ができなかったこと

「あり」が 73.5%(50件)、「なし」が 26.5%(18件)となっています。



受け入れができなかったサービス

「共同生活援助」が 「行動接護」 9 件、「生活介護」「就労継続支援(B型)」が7 件などとなっています。 「居宅介護」が最も多く12件、次いで「短期入所」が11件、



(2) 受け入れができなかった理由

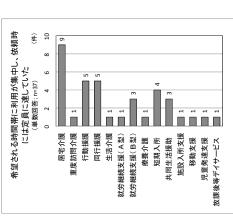
事業所としてサービス提供していなかった(夜間、休祝日など)」が4件、「その他」が8件とな 「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が最も多く37件、次いで 「事業所では対応できな 「希望される時間帯に、 新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」が24件、 い困難ケースだった(障がい種別、障がい程度などによる)」が14件、 っています。

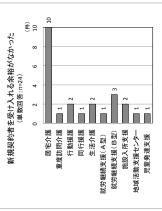
「居宅介護」 「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」においては、 が最も多く9件、「行動援護」「同行援護」が5件などとなっています。

■受け入れできなかった理由(複数回答;2)

甲莊	件数
希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	2.6
希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった(夜間、休祝日など)	7
事業所では対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度などによる)	14
新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)	24
その他	w

■ 理由とサービス





【希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった(夜間、体祝日など):合計4件】 ・居宅介護/重度訪問介護/施設入所支援/地域定着支援 ・・・各1件

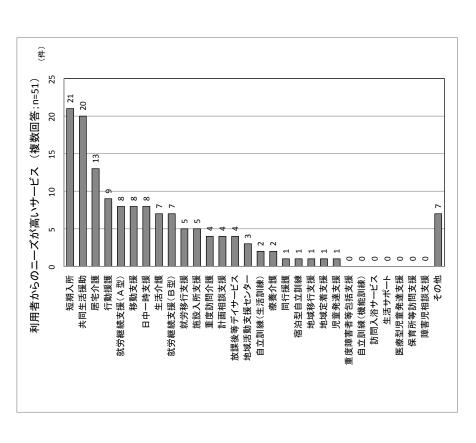
- 【事業所では対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度などによる):合計14件】
- ・生活介護/就労継続支援(B型)・・・各3件
 ・・角期入所/施設入所支援・・・各2件
 ・・第7移行支援/就労継続支援(A型)/共同生活援助/計画相談支援・・・各1件

3. 利用者からのニーズが高いサービスについて

(1) 利用者からのニーズの高いサービス

「短期入所」が最も多く21件、次いで「共同生活援助」が20件、「居宅介護」が13件、動援護」が9件などとなっています。

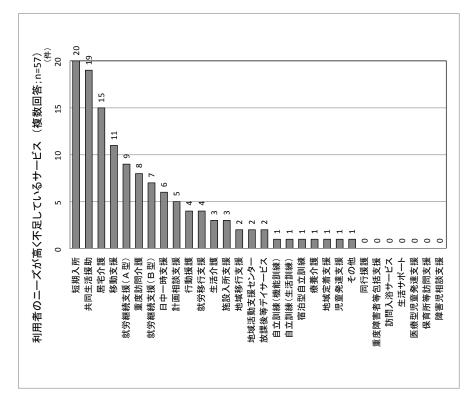
行



(2) 利用者からのニーズが高く不足しているサービス

「短期入所」が最も多く 20 件、次いで「共同生活援助」が 19 件、「居宅介護」が 15 件、動支援」が 11 件などとなっています。

₩



(3) 定員増員や新規参入が進まない理由

保が困難」が 38 件、「報酬単価が低く採算性に不安がある」が 32 件、「利用者需要の見込みが立 理由は「職員の確保が困難」が最も多く64件、次いで「サービス提供場所(土地や建物)の確 てづらい」が 18 件などとなっています

「地域活動 「居宅介護」 「職員の確保が困難」においては「施設入所支援」が最も多く13件、 支援センター」が 12 件などとなっています

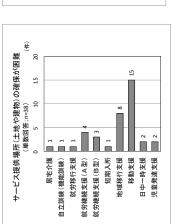
■定員増員や新規参入が進まない理由(複数回答:2) サービス提供場所(土地や建物)の確保が困難 利用需要の見込みが立てづら 利用者の継続的な確保が困難 職員の確保が困難

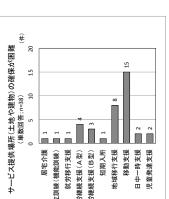
報酬単価が低く採算性に不安がある

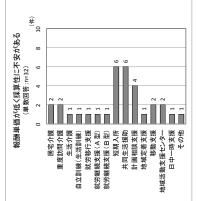
わからない

やの街

38 64 32







(#) 20 13 職員の確保が困難 (単数回答:n=64) 19 短期入所 居宅介護 日中一時支援 放課後等デイサービス 生活介護 療養介護 施設入所支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 共同生活援助 地域活動支援センター

【利用需要の見込みが立てづらい:合計 18 件】

- ・ 短期入所・・3 件
- 就労移行支援/就労継続支援(A型)/就労継続 支援 (B型) ···各2件
- 居宅介護/重度訪問介護/行動援護/同行援護/自立訓練 (機能訓練)/宿泊型自立訓練/地域移行 支援/移動支援/児童発達支援/・・・各1件

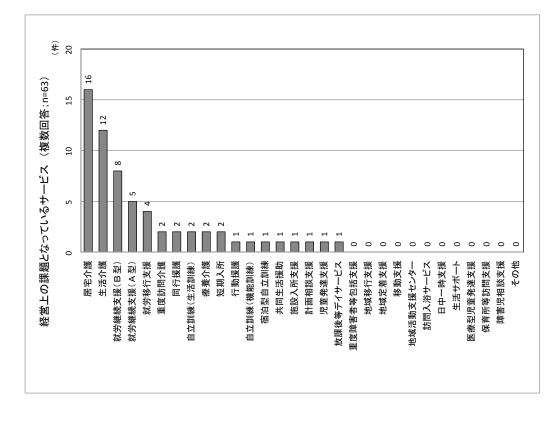
【利用者の継続的な確保が困難:合計12件】

- 就労移行支援/移動支援・・・各2件 居宅介護/自立訓練(機能訓練)/就労継続支援 地域移行支援/日中一時支援/児童発達支援・・ (A型)/就労継続支援 (B型)/短期入所/

4. 経営上の課題となっているサービスについて

(1) 経営上の課題となっているサービス

「就労継続支援(B型)」が8件、 「居宅介護」が最も多く16件、次いで「生活介護」が12件、 就労継続支援(A型)」が5件などとなっています。



(2) 改善したい経営上の課題

理由は「職員の確保」が最も多く89件、次いで「報酬単価」が76件、「職員の資質向上」が53 「重度 件、「施設・設備の改善」が44件、「事務作業量の軽減化、効率化」が40件などとなっています。 「職員の確保」においては「居宅介護」が最も多く11件、次いで「生活介護」が9件、 訪問介護」「移動支援」が8件などとなっています。

£ 5

居宅介護

重度訪問介護 行動援護 宿泊型自立訓練

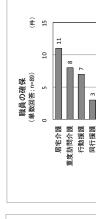
自立訓練(機能訓練) 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)

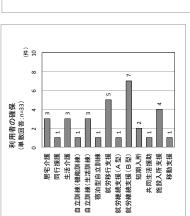
生活介護

職員の資質向上 (単数回答:n=53) 0 2 4







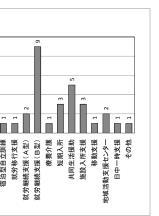


宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)

生活介護

療養介護 短期入所 共同生活援助 施設入所支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 移動支援 地域活動支援センター 日中一時支援 放課後等ディサービス 障害児相談支援

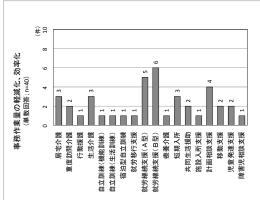




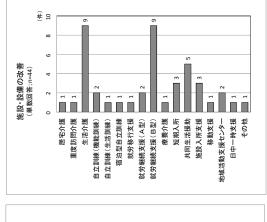
€ 2

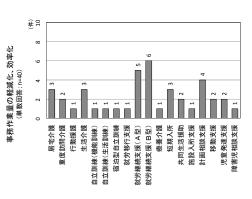
報酬単価 (単数回答:n=76)

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 自立訓練(機能訓練) 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 療養介護 短期入所 共同生活援助 施設入所支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援



自立訓練(生活訓練)





児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援

児童発達支援

移動支援 地域活動支援センター

利用者の確保...... その他..... ■ 現状や課題、今後の方向性、事業充実のために必要とすることについて ・ 職員の不足...... 延べ76件の意見があり、以下の分類で整理しました。 延べ19件の意見があり、以下の分類で整理しました。 行政からの支援..... [今後の方向性] 自由記述 【現状と課題】 居宅介護/行動援護・・・各3件 同行援護/生活介護/航労移行支援/航労継続支援(B型)/短期入所/地域定着支援合計・・・各1件

他の業種・事業所などとの連携........ 計画相談支援...... 業務内容の充実・移行......3 利用者の増加....... 9 2 12 その街......4 その街......11 利用者の高齢化...... 設備・施設の改善...... 医療との連携強化..... ・職員の養成...... 作業量の増加..... 貸金..... 用地の取得..... ・職員の増加..... 業務の拡大...... 延べ29件の意見があり、以下の分類で整理しました。 職員の労働環境の改善 【業務拡充のための条件】

【市民、近隣住民の理解: 合計 7件】 ・ 居宅介護/生活介護/共同生活援助/施設入所支援/地域移行支援/地域定着支援/その他・・・各1件

【利用者や家族の制度に対する理解:合計9件】 ・居宅介護/重度訪問介護/行動援護/就労移行支援/計画相談支援/地域移行支援/地域定着支援

/移動支援/障害児相談支援・・・各1件

居宅介護/重度訪問介護/生活介護・・・各2件 行動援護/同行援護/自立訓練(生活別練)/療養介護//短期入所/計画相談支援/地域移行支援

・ 就労継続支援(B型)・・・3件

【市町村等との連携:合計20件】

【必要な情報の入手:合計12件】

居宅介護・・・4件 行動援護・・・1件

【事業計画(経営計画)通りに見通しをもって運営できている:合計5件】

【特に経営上の課題を感じない:1件】 ・ 就労継続支援(B型)・・・1件 /地域定着支援/移動支援/日中一時支援/放課後等デイサービス・・・各1件

■ 相談体制やサービスの情報提供について、不足していることや今後取り組むべきことについて 関連事業所との連携が不足......8 · その他....... その柏......6 事務作業が煩雑......4 職員の報酬が低い......4 情報の共有が必要........ ・現制度を拡充...... 市民の啓発を希望..... 自治体間の連携が必要...... 職員の数が不足...... ・ 障がい者就労支援の向上..... 延べ45件の意見があり、以下の分類で整理しました。 延べ18件の意見があり、以下の分類で整理しました。 相談員の質の向上..... 全体的に情報が不足....... ■ 長岡京市の計画策定にあたって **−** 90 **−**

トアリング結果

① 当事者

■ 情報自体や情報を得る環境が不足している。

- ・ 法律が頻繁に変わる、用語が難解などの理由でわかりにくい。
- 様々な相談場所があるが、制度が複雑でどこに相談すべきかわからない。また、相談内容によって行くべき場所が違うため不便。(行政はホームページでよく情報提供しているが)ホームページを見ない人もいるので、わかりやすい資料やワンストップで相談できる場所をつくってほしい。
- オストミー対応の多機能トイレのアップがほしい。
- 行政機関だけではなく、病院や各地域を含めた情報ネットワークを作ってはどう か.

■ サービスが不足している、または利用しにくい。

- ・ 介護タクシーや福祉タクシーは料金が高い。
- ・ 法改正でオストミーは日常生活用具の扱いになったが、無くなった肉体の部分を補うものであり、補装具の扱いとすべきだ。
- 家に引きこもりがちになる人が、気軽に外に出て参加できるような催しが増えてほりい。
- 体調の良い時は一人で外出できるが悪い時には支援が必要。通院時にヘルパーが必要かは、その日にならないとわからないため、結果としてサービスが利用しにくい。

「道路・公共施設のバリアフリー化が進んでいない。

- ・ 歩行器や車いすの利用者にとって歩道の凹凸や傾斜などにより移動しにくい。
- 道路の段差により、歩行や自転車利用時の振動で、ストーマやカテーテルがこすれて、Hm エス
- ・ 新しく作られた施設であっても、スロープが車椅子用に作られていないことが多いため不便である。作る前に意見を聞いてほしい。

■ 災害時の行動、設備に不安がある。

- ・ 避難所等で、聴覚の障がい者のためにホワイトボードなどを用いた情報伝達を考えてほしい。多目的トイレも整備してほしい。
- 組み立て式のポータブルトイレやストーマの備蓄など、災害避難時の対応についても考慮してほしい。
- 災害時のために、障がい福祉に関する情報を一元化しておき、周辺にわかるようにしておいてほしい。
- 災害時要配慮者支援制度の避難支援者を近所の人に頼みづらい。

■ 障がいや病気に関する知識の周知活動が不十分である。

- 教員であっても吃音の生活のしづらさに対する理解が乏しい人がいる。適切な支援があれば進学や就労が円滑になるので、啓発に力を入れてほしい。
- 軽度な障がいの場合は社会参加が十分可能。一般に認知してもらいたい。

② 家族

■ 親の高齢化に伴う問題が増えている。

- ・ 加齢に伴い、身体的、精神的な親の負担が大きくなってきている。介助者に対する支援もほしい。・ 市内に入所できる施設が足りない。遠方に入所している場合、親の高齢化に伴い面
 - 市内に入所できる施設が足りない。遠方に入所している場合、親の高齢化に伴い面会や送迎が負担になってくる。
- 親の高齢化に伴い、体力的に子どもへの支援が大変になるため、家族会に割く余力がなくなり、やめる人が増える。当然、家庭は大変な状況になっているのだが、家族会をやめているので支援・協力できず、会としてもつらい。
- ・兄弟姉妹が成年後見人になることが認められないケースがあるが、第三者に依頼するのは経済的に負担がある。行政が代行できないものか。

実質的なメンバーが減少している。

- ・最近は両親とも就労しているケースが多いためか、あるいは福祉のシステムが良いものになり困ることが少なくなったためか、新しい会員が入ってこない。
- ・本当に困っている人が情報を得られず取り残されているのではないか。

支援のための人材が不足している。

- ・相談支援専門員の力量や情報量に差がある。相談支援専門員の質の底上げをしてほりい。
- ・ 既存サービスの組み合わせだけではなく将来的視点を持って計画を作ってほしい。
- 医学的な知識を持ったヘルパーや、障がいの知識のある訪問看護師がほしい。
- ・ 医師に相談しづらい薬の処方のことなど相談できる専門知識のある人がほしい。
- 行政も人材確保のために何かしてほしい。

■ 施設・サービスが不足している。

- ・ 家から出ないと家族への依存が強まる。グループホームのような場所が必要。
- ・親亡き後に安心して住めるような医療設備の整った入所施設がほしい。
- ・ 市内の短期入所事業所が足りない。医療的ケアの人に対応できる短期入所も必要。
- 移動支援の支援者が不足している。
- サービスの緊急時利用や、将来の継続的利用を見据えて、障がい者がサービス自体 に慣れるための利用制度がほしい。今はまだないため、全額自己負担になっている。
- ・ 土日祝日や年末年始など、本人や家族に何かあったとしても支援してもらえないため不安。
- ピア・カウンセリングをできるような場がほしい。
- 現状の障がい福祉サービスは施設に通うことが前提。しかし、施設に通えない人も多くいる。その人たちに必要な支援がない。サロンのような、そこに居るだけでいい居場所がほしい。

■本人の高齢化に対応する必要がある。

・本人の高齢化で体力と気力が減退するため、これまでは就労に勤しんでいた人が、その時間を余暇活動の充実に求めるように変わっている。

■ 情報自体や情報を得る環境が不足している。

- 精神疾患は発病から入院までを早期に行うことができれば回復も早い。精神疾患に 関する知識を義務教育の段階から周知啓発すれば、回復する人が多くなるのではないか。
- 家族会や親としてできることをしたいが、どうすればいいかわからない。

③ 事業所(法人)

■ 他の事業者、団体の連携を進めたい。

- ・利用者に合った仕事をつくるため、他の事業者とも連携して業務内容を拡大したい。 ・ 支援内容が複雑化しており、施設と学校、利用者の家族などを含めた連携によって
- 同業者相互の経営支援、経営教育も進めていきたい。

行う必要を感じている。

- B型事業所やNPO法人と横のつながりができたらいいと思う。
- B 至尹素別でN F O 伝入と何の・フィピル゚ウ゚ル゚、マ B にらいいこのう。 教育の現場で将来の社会生活をイメージした対応ができていないのではないか。
- ・基幹相談支援センターや自立支援協議会など、行政として何をどのように取り組むのか示してもらいたい。
- 福祉事業所があることで、このまちのポテンシャルが高められるようにしたい。

■ 利用者と親の両方の高齢化に対応する必要がある。

- 利用者が高齢化することを考えると、5年後、10年後を視野に入れた経営が必要になってくると思う。
- ・ 介助や支援の計画を進めるためには、現状ではどうしても親に頼る。利用者が一人になった場合、親の担っていた役割を誰が務めるか、考えなければならない。
- 利用者が高齢化して認知症や介護保険対象者になった場合の対応を考えておく必要がある。

防災計画の準備が重要である。

- ・ 防災対策が十分にできていない。
- ・ 屋外作業の場合等は避難訓練等がやりにくく、また一人で避難はできないので「お助けカード」などが必要ではないか。

■ 仕事が不足している、または利用者の確保が困難。

- ・ 就労支援において、職員が仕事の確保や利用者が各作業を行うための準備に時間を とられており、相対的に個々の利用者に対する本来の支援に力を注げていない。
- 今後、利用希望者がどれくらいいるのか掴みにくい。見込みを教えてほしい。

■ 人材が不足している

- ・職員の業務に対する意識、意欲がまちまちなので底上げを図りたい。
- ・人員に対して業務量が多く、仕事が煩雑化している。
- スタッフが不足しており、グループホームの開所日数を減らしている。
- スタッフが60代中心と高齢化している。
- 利用者が就労継続支援B型からA型、一般就労へとステップアップできるように支援者側の質も向上させたい。
- ヘルパー派遣は同性介助を原則としているが、男性のヘルパーが少ない。
- ・ 夜間の支援者確保が困難。学生ボランティアは急に休むことがあり、確実な支援体制が確保しづらい。
- 福祉就職フェアの来場者も少ない。大学での説明会にも行くが、思うように人が集まらない。障がい福祉分野の仕事の魅力発信がもっと必要。

・中学生の仕事体験でも、障がい福祉施設希望者が少ないようだ。学生のころから障がいのある人に触れ合うことで、少しでも身近に感じてもらえるのではないか。

4) 学校関係

■ 支援学校児童・生徒が変化している

- 最近は入学者の傾向が変わってきており、障がい者手帳を所持していないような軽度の障がい者が増えている。それに伴って卒業後の進路として就労を希望する生徒の割合が増えている。
- 生徒の行動範囲が広域化してきており、生活指導内容にも変化がある。警察とやりとりする事例も出てきた。

■ 就労・社会参加の機会の一層の充実が求められる

- ・発達障がいの場合、療育手帳を所持していないことも多く、その場合は「一般就労」 になる。
- 東京の支援学校では事務系に就職する割合が多いようだが、京都の支援学校では少ない。京都では事務系の仕事の求人が少ないようだ。
- 一般企業には就職できないので事業所が頼りだが、現状では「空いているところ」 にしか入れない。本人が「選択できる」ことが重要だ。
- 放課後等デイサービスが増えた一方、わっしょいクラブの利用者が減った。

■ 障がい児教育と障がい福祉サービスの連続性がない

・ 障がいのある子どもに対して、チームアプローチによる一貫した発達支援が必要だが、学校では地域の社会資源との関わりが弱い。

■ 緊急時の体制整備が不安である。

- ・保護者の病気、出産等の緊急時に重症児でも滞在できる場所が必要である。
- 支援学校は福祉避難所として市と協定を結んでいるが、備蓄品などは在校生の分のみであり、福祉避難所を開設する際の備蓄品の対応はこれからの課題。
- ・集団が苦手なので避難所での対応に不安がある。最初から福祉避難所に行けるようにしてほしい。
- ・避難所での生活は環境的に不可能なので、自宅のガレージに留まることも考えている

■ 学習支援の充実

・ 早い段階から個々の障がいに応じた学習支援があるとよい。

■ 情緒障がいの子どもに対する理解が求められる

・情緒障がいが周囲に理解されずに、本人への支援が得にくい。周囲からの目が気に たる

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する長岡京市職員対応要領

司的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、長岡京市職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条、職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。))その他の心身の機能の障がいをいう。以下この要領において同じ。)を理由として、障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。-0008/

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、所属長以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (3) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等(以下「相談等」という。)があった場合は、迅速に状況を確認すること。(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提
- 2.監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適 切に対処しなければならない。

供を適切に行うよう指導等を実施すること。

(研修· 啓発)

第5条 長岡京市は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 長岡京市は、新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するよう努めるものとする。
 - 3 長岡京市は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に対して適切に対応するための意識啓発を図る。

所 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙)

章がいを理由とする差別の解消の推進に関する長岡京市職員対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状態等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。長岡京市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせず拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障がい者及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)並びに長岡京市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点を鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

なお、「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84条)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。なお、上述のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ○障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ○障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- ○障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- o障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ○事務又は事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障がい者の権利に関する条約第2条において、合理的配慮とは、「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、

合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、長岡京市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2、合理的配慮は、障がいの特性や七合的障壁の除去が求められる具体的場面や状況にかて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5」過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わいるものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものと

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係 性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備 を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を 必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆 談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が 他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)によ り伝えられる。また、障がい者からの意思の表明のみでなく、知的障がいや精神障が い(発達障がいを含む。)等により本人の意思の表明が困難な場合には、障がい者の 家族、介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う 意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、法定代理人等を伴っていない 場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必 要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対し て適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組 に努めることが望ましい。

化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、 個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、各場面に おける環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障が いの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー 合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 長岡京市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場 合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利 益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の提供 について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨をそこなうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況 に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解 を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

多様かつ個 第6 合理的配慮の具体例 第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、 別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提 としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけ 限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープ を渡すなどする。
- パンフレット等は、できるだけ車いすからでも、手に取ることのできる高さの位置 に設置する。やむを得ず配架棚の高い所に置かれたパンフレット等については積極的 に声をかけ取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前 後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。 0
 - 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近に ф 8
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困 難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動 させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい 聴覚障がい者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて分かりやすく 案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番 筆談、手話、読み上げ、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- - 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
 - 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。 0
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で 伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
 - 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説



障害者差別解消法 職員対応要領マニ

適切な対応をするために 障がいへの理解を深めよう



툳 京 团 市

会議の進行にあたって、可能な範囲で職員等が出席者の障がいの特性にあったサポ

のない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後 で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて適時に渡す

に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみ

障がい者から申し出があった際には、短く、わかりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 ートを行う。

○ 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入 れ替える。

立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障が

○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確 い者の順番が来るまで別室や席を用意する。

長岡京市の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、 ○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。 保する。

他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られること 当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。 常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。 を前提に、障がいのある出席者の理解を援助する者の同席を認める。 άí

街の中を見渡すと、いろんな人がいます。市役所にもいろんな人が来られます。年齢、性別、体型、服装、性格、職業、あたりまえにいろんな人とすれ違い、隣同土になり、目があったり、譲り合ったり、微笑みを交わしたり、うまくいかないことや、困ったこともあるかもしれません。

街の中を歩いていて、ふと目を奪われることがありませんか?

「あれっ!どうしたんだろう?」「えっ!なにしてるの?」と立ち止まって見てしまうことはありませんか?市役所内でも「困っているのではないか?」と心配になる場面はありませんか?

私達の暮らしている社会には、さまざまな個性や暮らしにくさを持っ

ている人がいます。

あたりまえに暮らすことに困難さを感じている人って、どんな人々なのでしょう?

お年寄り、妊婦さん、小さい子どもを連れている人、怪我をしている

人・・・そして障がいのある人・・・

障がいについて知っている人や職員が増えると、その街は優しい街になります。あなたも、そんな人々から目をそらすのではなく、あたたかく見守れる人になりませんか?



まず、 障がいについて 理解して ください

① 障がいとは・・・?

「しょうがい」のある方、本人に「害」があるわけではなく、人が暮らしている社会で生きようとしたときに「碍(妨げになるもの)」があるということです。

人が生きようとする社会との関係に中に「障碍」=「不便さ」社会的障壁が起 こると考えます。

②障がいは、誰にでも生じ得るものです

病気や事故はいつ起こるかわかりません。 同様に、障がいはいつでも、誰にでも生じ得るものなのです。

③障がいは、多種多様で同じ障がい名でも一律ではありません

障がいの種類はさまざまで、同じ障がい名でもその症状は一律ではありません。また、複数の障がいを併せ持つ方もいます。

③外見でわかる状態だけでなく、外見ではわからない障がいもあり、 周囲に理解されずに苦しんでいる方もおられます

障がいは多種多様であり、外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦しんでおられる方もいます。

④周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

目が悪くなればメガネをかけるように、不自由さを補う道具や周囲の配慮が あれば、活躍できることはたくさんあります。

障がいのある方に対して冷たい視線を送ったり、目をそらしたりするのはやめましょう。困っているサインを見落としてしまうかもしれません。まずは見守ることから始めましょう。

困っていそうな場面を見かけたら・・・

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。見守ることと、支える姿勢が大切です。

「障がいがあるから無理だ」と決め付けず、それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう

介助者がいても、介助者ではなく本人に話しかけましょう。

自分の中の「障がい者」というイメージにとらわれず、その人の全体像をとらえて、必要なサポートを一緒に考えてみましょう。





*合理的配慮とは

○ 障がい者が社会生活を送る上で不都合が生じないように行う配慮のことです。障害者差別解消法では、自治体において障がいのある方に対して合理的配慮を提供することは法的義務と定められています。

ら理的配慮の具体例

- 1. 物理的環境への配慮の具体例
- 段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- パンフレット等は、できるだけ車いすからでも、手に取ることのできる高さ の位置に設置する。やむを得す配架棚の高い所に置かれたパンフレット等につ いては積極的に声をかけ取って渡す。パンフレット等の位置を分かのやすく伝 > <
- みる。 〇 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いた
- り、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。 〇 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確 保が困難であった場合は、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長 椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
 - 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 障がいの特性により頻繁に離席の必要がある場合は、会場の座席位置を扉付近にする。
- 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが 難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて分かりや すく案内し誘導を図る。
- 2. 意思疎通の配慮の具体例
- 筆談、手話、読み上げ、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対 応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 〇 意思疎通が不得意な障がい者に対し、総カード等を活用して意思を確認する。
 - 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- O 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい 記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮
- 〇 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用い ずに説明する。
- 丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。ま はなく午前・午後で表記するなどの配慮を急頭に置いたメモを必要に応じて適 た、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記で 〇 障がい者から申し出があった際には、短く、わかのやすい言葉で、ゆっくの、
- 会議の進行にあたって、可能な範囲で職員等が出席者の障がいの特性にあっ たサポートを行う。

3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続 順を入れ替える。
- 汌 〇 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い 席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 長岡京市の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場 合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- ある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室 〇 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等が を準備する。
- 〇 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られ ることを前提に、障がいのある出席者の理解を援助する者の同席を認める。
- なるように配布されるものに「ヘルプマーク」があります。ヘルプマークを身 につけている方を見かけたら、電車・バス内で席をゆずる、困っているようで 助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすく ○ 義足や人口関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方等、 あれば声をかける等の思いやりのある行動をお願いします。





京都おもいやり 駐車場 (参行図M8年用単単年)



「京都おもいやり駐車場マーク」



類員の指 れん に 的 っ て ほ し に い に

視覚障がいとは・・・?

何らかの原因により視覚機能に障がいがあることにより、 全く見えない、または見えづらいなどの障がいです。

見えびのいという症状には

・
都部がよく
わかの
ない

見える範囲が狭い

・光がまぶしい、暗いところで見えにくい 特定の色がわかりにくい

などがあります。

こんなことに困っています

○一人で移動することが困難です。

慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。

○耳からの情報が頼りです。

目からの情報を得難いため音声や手で触れることなどにより情報を得てい ます。また、視覚障がいのある方全てが点字を読めるとは限りません。

○自分がどこにいるのか、側に誰がいるのか、説明がないとわかりません。

「あそこに」とか「ここに」とかではわかりません。

○文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械はうまく操作でき ○人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。

○「見えないからできない」のではなく「見えなくても教えてもらえればでき る」ことはたくさんあります。

○点字ブロックの上に、物や自転車などが置かれていると困ります。

困っていそうな時、声をかけましょう

- ・白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたら声をかけましょう。
 - ・周りの状況が分からないため、会話が始められないときがあります。
- ・知っている相手でも声だけではわからないことがあります。声をかけるときは、できるだけ前方から話しかけましょう。
- ・突然触れられると驚いてしまいます。
- ・また、点字や音声による情報をできるだけ増やしましょう。

その人の「目」になる気持ちが大切です

まず、どのような手助けが必要か尋ねましょう。

例えば、慣れていない場所では、腕を視覚障がいのある方にもってもらって 誘導することができます。

指示語は使わないでください

- ・「こっち、あっち、これ、それ」などの指示語では「どこ」か「何」かわかり ません。
- ・「30 センチくらい右」 「時計で3 時の方向」 など具体的にわかりやすい説明をしましょう。
- ・手引きをする場合等は、「手をさわりますね」と一言お伝えしてから、手で触れながら説明しましょう。





点字ブロックの上に自転車を止めないでください

*言語・聴覚障がいのある方について

職員の皆れんに的ってほしいこの

聴覚・言語障がいとは・・・?

聴覚障がいには、全く聞こえない場合と、聞こえづらい場合があります。 話し言葉が聞こえない、小さい音が聞こえない、低い音が聞こえにくい等)

言語障がいには、さまざまな種類(失語症・吃音症・構音障がい・言語発達障がい・言語発声機能喪失症等)があり、言葉の適切な理解と表現が困難な障がいです。

また、聴覚障がいと言語障がいが重複することもあります

こんなことに困っています

の周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障がいのため、周囲の方に気づいてもらえないことが あります。特に中途失聴症の場合は、話せる方も多く「挨拶をしたのに無視された」などと誤解されることがあります。失聴した年齢時期、障がい程度などによって聞こえ方はさまざまです。

〇音によって周囲の状況を判断することができません。

Diffです。1917年1917年 1917年 1918年 1918

次なべるのか、日本手が、どるに下入したのでしておりている。また、音による状況判断ができないことが多いため、危険な目に合うことがあります。

〇コミュニケーション方法を間違われることがあります。

聴覚障がいのある方とのコミュニケーション方法は「手話」「筆談」「口話」 があり、主とする方法は一人ひとり異なります。

〇会話が困難なため、情報を得られないことがあります。

「聞こえないため、教えてもらえずできない」ことも多くあります。

つ会話が困難なため、不便さを伝えることが困難です。

特に言語障がいのある場合は、知りたいことを質問できない不便さが理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤解されることがあります。

窓口に「耳マーク」を掲示しましょう

「耳マーク」を市民さんにわかりやすい場所に掲示して、聞こえにくい方か ら、筆談や手話通訳者の依頼の申し出があれば、対応しましょう 耳が聞こえにくいことを表すシンボルマークです。

コミュニケーション方法を確認しましょう

その方の会話方法(口を大きく開けて話す、筆談、手話)を確認しましょう。 伝わりにくい場合があっても、あきらめずに伝える努力をしましょう。 会話の方法が適切でないと話を伝えることが難しいことがあります。

音声以外の情報伝達の方法を工夫しましょう

イベントなどを開催する際には、手話通訳と要約筆記を活用し、チラシ等に メール、ファックス、掲示板、パネル等視覚的な伝達方法を考えましょう。 ・手話通訳・要約筆記あり」とお知らせしましょう。

間き取りにくい場合はお互いに確認しましょう

-つ-つの言葉を聞き分けることが大 切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。 特に言語障がいのある方への対応は、

口の動きで読み取る人がいます。マスクを外して、大きく口の動きを大きく ゆっくりと話しましょう。



市主催事業の手話通訳・要約筆記の様子」

* 肢体不自由のある方について

職員の指 れ よ に お っ た ほ し に い い

技体不自由とは・・・ P

ます。病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低 上肢・下肢のマヒや欠損等により、日常の動作や姿勢の維持が不自由になり 下等を伴うことがあります。

こんなことに困っています

O車いすを利用していると、移動しづらい場所があります。

通路に充分な幅やスペースがなかったり、エレベーターがなかったりする と、ちょっとした段差や障害物があるために、移動することができないことが

ATMや自動販売機等、正面向きでは足が入らず、使いにくいです。 高いところにあるもの、床にあるものなどを取ることが困難です。

〇脳性マヒの方には、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関 係なく動いてしまう(不随意運動)ため、自分の意思を伝えにくい方もいます。 ○障がい者用駐車スペースが空いていない時には、駐車場が利用できないこと 〇肢体不自由のある方には一定の体温を維持することが困難な方がいます。 〇杖を利用していると、椅子の高さが低いと座りずらいことがあります。

〇発声に関わる器官のマヒや不随意運動、失語症等により、コミュニケーショ ンをとることが困難な方がいます。

困っていそうなときは、声をかけてみましょう

- どんな方でも、突然触れられると驚きます。
- ・さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か尋ねてみましょう。
- 望まれる方法で対応することが大切です。

子ども扱いをしないようにしましょう

ことばがうまく話しにくい方に対して、子どもに接するような態度で関わらないようにしましょう。

間き取りにくいときには、もう一度確認しましょう

発声器官に障がいのある方の声は聞き取りにくいときがあります。聞き取りにくいと感じたら、わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。紙に書いたり、身ぶりを交えたりするのも一つの方法です。

空調の温度管理には気を付けましょう

体温調整の難しい方のため、会議等の際は、適切な室温になっているか聞いてみましょう。

通路の幅や段差、傾斜に目を向けてみましょう

車いすで廊下を移動するには 90cm 以上の幅が必要となり、車いす同士がすれ違うには 180cm もの幅が必要です。移動の妨げにならないよう、廊下には不要な荷物は置かないようにしましょう。

歩くときには気にならない小さな段差も、車いすで乗り越えるには大きな段差になることがあります。また、スローブがあっても傾斜が急だと自力で上がることが難しいことがあります。身近なところに障害物はたくさん潜んでいます。今一度目を向けてみましょう。



*内部障がいのある方について

職員の皆れんに 的って ほつこい と

内部障がいとは・・・?

内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「ヒト免疫不全ウィルス(HIV)による免疫機能」の6種類の機能障がいが定められています。

こんなことに困っています

〇外見からわかりにく、周りから理解されにくいため、電車やバスの優先 席に座りにくいなどの心理的ストレスを受けやすいことがあります。 〇陣がいのある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し疲れやすいです。重いものを持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されることがあります。

| O障がい者用駐車スペースが空いていても、外見からわかりにくく、周りか| | ら理解されにくいため利用できないことがあります。 〇「心臓機能障がい」で使用する「心臓ペースメーカー」等は、携帯電話等から発せられる電磁波等の影響で誤作動を起こす恐れがあります。

| ○「呼吸器機能障がい」のある方は、タバコの煙等の影響を受けやすく、呼| 吸が苦しくなることがあります。

O「ぼうこう・直腸機能障がい」で人工肛門、人工ぼうこうをされている方は、オストメイト対応の専用のトイレが必要です。



いろな配慮を光願いつます

「外見からはわかりにくい障がい」があることを理解しましょう

障がいの種類や程度はさまざまです。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる方がおられることを知りましょう。

決められたルールやマナーを守りましょう

電車やバスなどの公共交通機関で携帯電話等を利用する際は、内部障がいのある方にとっては命に関わることがあるということを知った上で、ルールやマナーを守った行動をしましょう。

気づいてください



内部障がいのある方には、 ハートブラスマークを付け られている方もいらっしゃ

*重症心身障がいのある方について

職員の皆さんに知ってほしいこと

重度心身障がいとは・・・?

重度の心身障がいと重度の知的障がいなどが重複している最も重い障がいです。自分だけで日常生活をおくることは困難であり、自宅で医療や介護を受けたり、専門施設等で生活したりします。

話すことが難しい方の場合は、口の動きや目の訴えで意思を伝えますが、常時介護している方でないと読み取りにくいです。また、医学的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することも困難な状態を「超重症心身障がい」とい、+ + +

生まれた時から障がいがある場合もありますが、難病であったり事故などの後遺症の場合もあります。つまり、誰にでも起こりえる障がいであるということです。

〇姿勢

ほとんど寝た状態で自力で起き上がれないことが多く、座るのがやっとです。 **〇移動**

自力での移動や寝返りが困難で車いすなどで移動することがほとんどです。

〇排泄・入浴 全介助となることが多く、介助には大変な労力を要します。(知らせることができない:70%、始末ができない:76%)また、オムツを使用していることが多いので、同性の介護が原則となります。

)食事

自力での食事は困難なため、スプーンなどで介助します。誤嚥を起こしやすいです。通常の食事が食べられない方には、細かく刻んだりつぶしたりしたものを用意します。

)医瘤

在宅酸素器具、たん吸引器、人工呼吸器なビー人ひとりの必要性に応じて、 電力を使う医療器具を使う方がいます。生きるために電力が必ず必要です。

〇数形・拘縮

手・足が変形しており、側わんや胸郭の変形を伴う方が多いです。

的緊張

極度に筋肉が緊張し、思うように手足が動かせません。

○□ミュニケーション

ことばでのやりとりが困難です。声・表情・目線などで意思表示をすることができる場合もあります。わかりやすく、ゆっくりはっきりとした話し方で話しかけたり、絵や具体物や写真などを使うとわかります。中には携帯電子機器やパソコンを使っている人もいます。

)健康

肺炎・気管支炎を起こしやすく、70%以上の人がてんかん発作を起こすため、いつも健康が脅かされています。 痰の吸引が必要な方も多いです。

〇趣味・遊び

聞く・触れる・見るなどはできるので、音楽、散歩、マッサージなどが楽します。

〇超重症心身障がい

水分や食べ物を鼻から胃へ注入するための管を付けていたり、人工呼吸器を付けたりされている方もいます。このような障がいのある方は常に医師の管理が必要なため、外出するのが難しいのが現状です。

いろな配廊をお願いつ中は

Eメールでの連絡方法を使う方がいます。

話をすることが困難であっても、自宅から本人がメール連絡される人がいますので、手続きの際、電話や来庁すること以外の方法で、やりとりが可能であれば出来るだけ対応しましょう。

どんなに重い障がいがあっても真剣に生きている命を守ってほしい

どんなに障がいがあっても必ず内に秘めた力を持っています。その力が周囲の人々に大きな勇気や希望を与えます。



*知的障がいのある方について

職員の皆れんに的ってほうここが

知的障がいとは

物事の理解や判断の力に障がいがあるため、社会生活への適応に困難がある 障がいです。 主な特徴は、「話し言葉でのやのとの」「記憶する」「抽象的なことを考える」などが苦手です。また、「仕事の手順を覚える」「人とのやのとりにすばやく対応する」ことが困難な方もいます。しかし、周囲の理解や支援によって、社会での生活力を身につけることができます。

それぞれで個人差があります。障がいがあることを感じさせない方もいます。ことばや行動の意味が相手にうまく伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることもあります。

重度の障がいのため、常に同伴者と行動される方もいますが、障がいが軽度 の場合は普通に会社で働いている方もいます。 また、犯罪の被害者になりや すく、場合によっては加害者と間違われる場合もあります。

こんなことに困っています

〇漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます。

○複雑な会話や抽象的な概念が理解しにくいです。

〇人に物事を尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいます。

〇不器用で同時に二つのことをするのが苦手です。たとえば「作業をしながら話を聞く」「回しながら、押す」など、何かをしながら、別の行動をすることは苦手です。

いろな配廊を光願こつ中は

ゆっくり簡単なことばで話しかけましょう

そのような時は、内容が理解できるよ 「一方的に話す」「ひとり言を言う」「言われたことが理解できない」等、 ミュニケーションがうまくとれません。 うに短い文章で簡潔に話しましょう。

П

また、「はい」と返事をしても理解できていないことがあります。大切なこと は確認しましょう。

やさしく声をかけ危険であることを知らせましょう

「赤信号でもわたる」「車が来ても避けない」「遮断機が下りていても線路に 入る」など危険がわからない、助けを求めることができないことがあります そのような時は優しく声をかけ危険を知らせましょう。

落ち着ける場所に誘導しましょう

不安な状況から逃げようとします。そのような時は、しばらく待つか落ち着け 状況の変化に対応できず、「行動が止まってしまう」「泣いてしまう」など、 る場所に誘導しましょう。

思い込みで判断せず、見守ってみましょう

「通行人を無表情で見ている」「その場にそぐわない声で話す」「じっとして いる」「不思議な動作をする」など誤解されやすい行動をすることがあります。 そのような時は決め付けで判断せず、まず見守りましょう。

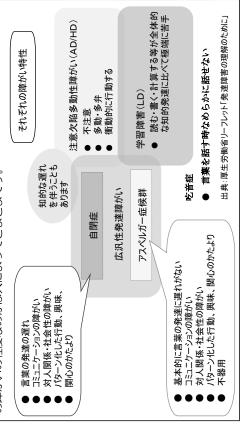
の人が不思議に感じる行動をしている時は、本人が困っている場合が多くあり 知的障がいのある方の中には、重度で判断能力がない方もおられます。周り ます。何に困っているのかを考え、見守ってください。



類回の記れんに的って呼つここが

自閉症・発達障がいとは・・・?

障がいの困難さも目立ちますが優れた能力が発揮されることもあり、周りから見 てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。養育環境や親のしつけなどで はなく、脳の機能障害によるもので、どんな能力に障がいがあるのか、どのくらい の障がいの程度なのかは人によってさまざまです。



注意欠陥多動性障がい(AD/HD)

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力及び運動性、多動性を特徴とします。 次のような症状が低年齢期に見られます。 **つおしゃべりが止まらない、待つことが苦手でうろうろしてしまう(多動性)** 〇同じ間違いを繰り返してしまう(注意力散漫)

〇約束や決まのごとが守れない、 せっかちでイライラしてしまう (衝動性)

自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障がいの特性

〇相互的な対人関係の困難さ

呼ばれても振り向かない、目が合わないなど周囲の人と共感的な関係を持つ ことが苦手です。相手の気持ちが理解しにくく、友だちとの遊びもうまくでき なかったり、社会の色々な決まりがよくわからなかったりします。

○□ミュニケーションの遅れやかたより

他人に意思を伝えること、他人の意思を理解することが苦手で、やりとりが一方通行になったりします。「もしも」「仮に」といった"たとえ話"を理解できず、そのまま事実として受け取ってしまい、混乱してしまうことがあります。

〇反復的で常同的な行動、興味、活動

環境の変化などに対応することが苦手です。変化に対応できない時は混乱し、 パニックを起こしてしまうこともあります。

同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間、道順の変更やルール違反などを極端に嫌ったりすることもあります。

〇感覚刺激に対するアンバランスな反応

五感(見る、聞く、嗅ぐ、触る、味わう)や痛みの刺激に対して反応が過敏であったり、逆に鈍感であったりします。

学習障がい(LD)

全般的な知的発達に遅れはないのに「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定の能力に著しい困難があります。

O音と文字のつながりを理解することや文字の視覚認知に障がいがあり、読むこと・書くことが極端に苦手であったりします。

〇数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため計算が極端に苦手であったりします。

の事件

言い出しや途中でつまって発音しにくくなるなどの症状があります。話し始めるのに、また、話し終わるまでに時間がかかることがあります。

いんな配慮をお願いつます

できないことを指摘するのではなく、してほしいことを具体的に示し

) | |-

障がいがあるために困難なことを「なぜできないのか」「なまけている」と見られてしまうのは、本人にとってつらいことです。

「知らないこと」「初めてのこと」「変化に対応すること」がとても苦手です。言葉だけでなく、絵や写真を使ってあらかじめ本人が納得できるような見通しを示しましょう。「なめらかに話す」事ができない場合には、あせらずゆっくり接しましょう。



*精神障がいのある方について

職員の皆さんに知ってほついいか

精神障がいとは・・・・

統合失調症や気分障がい(そううつ病)などの精神疾患では幻覚や妄想、 不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。 これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより軽快して \きます 一方で「自発性がない」「集中力や持続性がない」「人付き合いに緊張しすぎる」などの症状が見られることがあり、周囲から急けていると誤解を受けることがあります。しかし、決して急けているわけでも意志が弱いわけでもありません。これらの症状は、病気の症状が落ち着いてくる経過の中で認められるもので、この状態にあることを「精神障がい」と言います。

こんなことに困っています

統合失調症などの多くの症状は、病状が不安定な時期を過ぎるとしだいに回復し、安定してきます。その経過の中で、無気力になったの、集中力や持続力が極端に低下したの、落ち込んだり、疲れや眠気を感じ、ひきこものがちになるなど、日常生活や社会生活のしづらさがみられます。

こんな場面に遭遇したら

精神障がいだけでなく、知的障がい、自閉症、発達障がいのある人が、街の中や公共の乗り物などで、突然大きな声を出したり、不可解な動きをされることがあります。それは「どうしてよいかわからない」と困っている状態であることが多いのです。そんな時は、特別な反応をせずに、気づかないふりをしてあげてください。そっとしておくと自然に落ち着いてこられます。

田田の旅
 おけが
 いったい
 のだっ
 いっ
 いっ
 いっ
 いっ<br

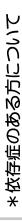
無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。 はたらきかけは「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えましょう。 本人のペースに合わせたはたらきかけが必要です。 じっくりと時間をかけることも必要です。

再発予防も必要です

精神疾患では、薬を中断したり、多くのストレスが重なると、症状が再発することがあります。 再発につながるサインを知っておくことも再発予防になり++

不眠が見られたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなど、再発の前に出てくるサインと見られる症状を知っておくことも大切です。これらの症状がみられたら無理をさけて、ゆっくり体養するようにはたらきかけることが大切です。同時に主治医にも早めに相談するよう促しましょう。

本人の気持ちを大切にしてください。 疾患や障がいに対する正しい理解が必要です



無償の指われに 哲って ほつい い

依存症とは・・・ ?

依存症は、快楽を得るために依存している物質(アルコールや薬物など)や 行為をやめようと思っていてもやめられない状態をいいます。

依存症は、必ずしも体の中に特定の物質が入って起こるわけではありません。 依存症は、アルコール・薬物・タバコなどの物質に依存する「物質嗜癖(しへき)」のほか、ギャンブル・パチンコ・買い物・仕事などに依存する「プロセス 嗜癖」などがあります。近年、ギャンブル依存症(病的ギャンブリング)なども問題とされています。

こんなことに困っています

〇自分だけで依存を断ち切ることは困難です。

依存症は、心や体に変化が起こり、自分自身でもコントロールが出来ない状態です。 依存には、自分の意志でコントロールできない「精神依存」や実際にその物質を中断すると体に異常(離脱症状)を生じる「身体依存」などが見られます。

〇依存症には専門的な治療が必要です。

依存症は病気であり、そのため、身体的・家族的・社会的にさまざまな問題が生じてきます。したがって、専門的な治療が必要とされますが、まだまだ、個人の問題と捉えられ、なかなか治療に対する周囲の理解が得られないことが多くあります。



依存症は、意志の弱さや道徳観、家庭環境など社会問題として生じるもので はなく、病気です。回復するためには、治療が必要です。

治療の経過においては、家族や周囲の方が依存症について正しい理解をし、 関わることが大切です。 依存症の治療は、依存物質をやめ続ける以外にありません。例えば、アルコール依存症おいては、断酒以外に治療法はありません。

医療機関では、主に精神療法と薬物療法が行われます。精神療法には、認知行動療法があります。薬物療法には、離脱症状(アルコールなどが体から抜けるときに出てくる症状で強い不安、不眠に襲われたり、手の震えや時に幻覚や幻聴などが生じることもある)に対する治療、精神症状(幻覚や妄想、抑うつ状態、不安、不眠など)に対する治療、肝機能障害など身体面への治療があります。

また、依存症は回復することはあっても完全に治ることはなく、病気と上手に付き合っていくことが重要です。しかし、これらを完全に断つことは本人だけの力ではなかなか困難であり、自助グループなどへ参加し、一人で抱え込まないようにすることが大切です。

アルコール依存症に関しては、断酒をサポートするための自助グループ(断酒会、AA)があり、薬物依存症に関しては、回復施設としてダルクが全国に開設されており、自助グループNA(ナルコティックス・アノニマス)が連動して活動・運営されています。







職員の皆さんに知ってぼしここが

「てんかん」とは・・・・

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるため「てんかん発作」が繰り返しおきる病気です。てんかん発作は、神経の機能(はたらき)に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身が痙攣したり、また意識だけが失われるなど症状はさまざまです。「てんかん」は 100~200 人に一人の割合で生じ、日本には約 100 万人の方がおられると推測されています。遺伝ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

こんなことに困っています

O正しい情報が知られていないため「差別」や「誤解」「偏見」が問題になり やすい病気です。 Oひどく疲れたり、睡眠不足が続いたりすると発作が起きやすくなります。 ただし、発作の原因は人それぞれに違います。また、発作の強いもの、弱い ものなど、発作の状況もさまざまです。 〇発作が起きることへの不安から、新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになったりすることもあります。



いろな配廊をお願いつます

「てんかん」発作がおこったら

Oまず、あわてずに次のように見守りましょう。

つまわりの方にできること

- ・ 危険を避ける
- 意識の失われる発作では危ないものを遠ざけましょう 倒れる危険性のある場合には、床で頭を打たないようタオルや柔らか いものを敷いてあげてください
- 動作に自然に寄り添う
- 発作が起きている時は、無理に動かそうとしないでください。意識がなくてうろうろ歩きまわる時は、後ろからついて歩くなど、自然に寄り添いましょう。
- 発作の様子をくわしく見ておく

発作の正しい時間を知るため時間を計る、発作中の表情の変化を観察するなど発作の様子をくわしく見て、医師や支援者に状況を伝えるようにしましょう。

のやってはいけないこと

- ロにハンカチながの数を入れる。
- ・ 痙攣を止めようと体を押さえつける
- 早く意識を戻そうとして体をゆすったり刺激する。

O意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、痙攣発作が 10 分以上続くようなときは、病院を受診しましょう。(「てんかん」の人に同行者がいないときは、救急車を呼びましょう)

「てんかん」について正しい理解をしましょう



* 高次脳機能障がいのある方について

類点の記れんに的ってほうここが

高次脳機能障がいとは・・・ ?

交通事故などの頭部外傷や脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、病気により脳に損傷がおきると『言葉』『思考』『記憶』『注意』など脳機能の一部に障がいが起きることがあります。

これが高次脳機能障がいです。しかし、外見からはわかりにくく、周囲の方が理解することが難しく、本人自身も自分の障がいを充分に認識できないことがあります。一人一人の症状も異なり、問題点が特定の状況にならないと見えてこないこともあります。主な原因に、脳卒中・脳腫瘍・脳炎・低酸素脳症などがあります。

こんなことに困っています

〇記憶障がい

新しいことが覚えられない、 よく物 行れをするようになった

〇注意障がい

気が散のやすい、同じミスを繰り返す、同時に複数のことができない **○遂行機能障がい** スケジュールや計画がたてられない、手順がわからない

トラブル時の対応ができず混乱する

話そうとしてもうまく話せない、言葉を忘れてしまう

〇感情と社会的行動の障がい

いつもイライラして怒りっぽい、やる気がおきない、人格が変わる

〇外見からは見えにくい障がい

数命救急医療の発達で、社会復帰を果たしたものの「以前と何かが違う」と 感じますが、本人も周りも理由がわからずとまどい、誤解し、トラブルになる ときもあります。

日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかず、自信をなくし、混乱や不安 の中にいることを理解しましょう。これまでの生活や人生観などを尊重した関 疲労やイライラする様子が見られたら、一体みして気分転換を促すように 「手順を簡単にする」「日課をシンプルにする」「手がかりを増やす」など 情報は、メモを書いて渡し、絵や写真、図なども活用しましょう。 いろな配慮をお願いつます 回かを頼むときには、一つずつ、具体的に示しましょう。 具体的に話しましょう。 「簡単」「シンプル」に心がけましょう 正しい理解と支援が求められています わりを持つように心がけましょう。 環境の調整をすることが大切です 気分転換を促しましょう ゆっくり、わかりやすく、 具体的に伝えましょう ノボフェン。

第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画 平成28年3月

発行:長岡京市 健康福祉部 障がい福祉課 〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL: (075) 955-9549 / FAX: (075) 952-0001 E-mail:syougaifukushi@city.nagaokakyo.kyoto.jp